

福岡市の河川



準用河川：一本松川



準用河川：博多川



二級河川：周船寺川



普通河川：七寺川

令和6年度

福岡市
道路下水道局

目 次

I はじめに

- I. 1 河川の役割 1
- I. 2 河川法 2

II 福岡市の河川

- II. 1 河川の概要 4
- II. 2 施設の現況 6
- II. 3 過去の主な水害 13

III 河川に関する施策

- III. 1 河川整備基本方針及び整備計画 14
- III. 2 福岡市総合計画 15
- III. 3 福岡市アセットマネジメント推進プラン 16
- III. 4 総合治水対策 17
- III. 5 防災・減災 19
- III. 6 河川環境整備 22
- III. 7 水循環型都市づくり 24
- III. 8 気候変動への適応 25

IV 河川の管理

- IV. 1 施設の維持管理 26
- IV. 2 河川区域等の維持管理 27
- IV. 3 河川愛護活動への支援 30

V 事業紹介

V. 1	都市基盤河川改修事業	・ ・ ・ ・ 3 2
V. 2	準用河川改修事業	・ ・ ・ ・ 3 4
V. 3	流域貯留浸透事業・雨水貯留施設整備事業	・ ・ ・ ・ 3 5
V. 4	河川メンテナンス事業・河川施設アセットマネジメント	・ ・ ・ ・ 3 5
V. 5	都市再生整備計画事業	・ ・ ・ ・ 3 6
V. 6	河川水路改良事業	・ ・ ・ ・ 3 6
V. 7	局地的豪雨対策緊急事業	・ ・ ・ ・ 3 6
V. 8	減災促進事業	・ ・ ・ ・ 3 7
V. 9	準用河川改修事業（香椎川）	・ ・ ・ ・ 3 7
V. 10	河川環境整備事業	・ ・ ・ ・ 3 8
V. 11	治水池環境整備事業	・ ・ ・ ・ 3 8

VI 参考資料

VI. 1	河川に関する用語	・ ・ ・ ・ 3 9
VI. 2	川名の由来と川にまつわる話	・ ・ ・ ・ 4 3

I はじめに

1 河川の役割

河川は、人々の生活に密接な関わりをもつものであり、水の供給や洪水を防ぐ役割を持っています。また、多種多様な生物の生息・生育空間として豊かな生態系の成立に大きな役割を果たしています。

治水
Flood Control

水を治める

河川は雨水を流す重要な施設であり、洪水などの自然災害からまちを守っています。

利水
Water Utilization

水を利用する

水道水や農業用水としての貴重な水源となっています。

環境
Environment

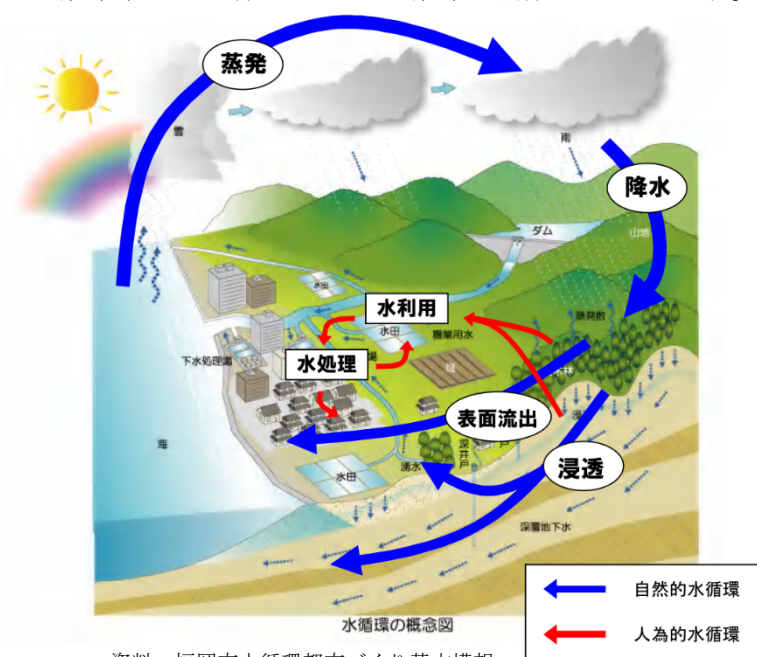
川と共に暮らす

まちを水や緑でうるおし、自然環境と一体となったまちづくりに貢献します。

◎水循環

水は、自然環境の根幹となって多様な生態系を営み、かつ日常生活や社会活動に不可欠なものです。水は、雨を出発点とすると山などに降った雨は、地表面の土壤に一旦貯留された後、地下に浸透し湧水として再び地表に戻ったり、河川や海に流出した後、蒸発散によって大気に戻る大循環を繰り返しています。

また、都市の発展に伴う土地利用の変化などにより、人為的な水循環を形成しており、自然と人為的な水の循環系とが一体となって水循環が構成されています。



資料：福岡市水循環都市づくり基本構想

2 河川法

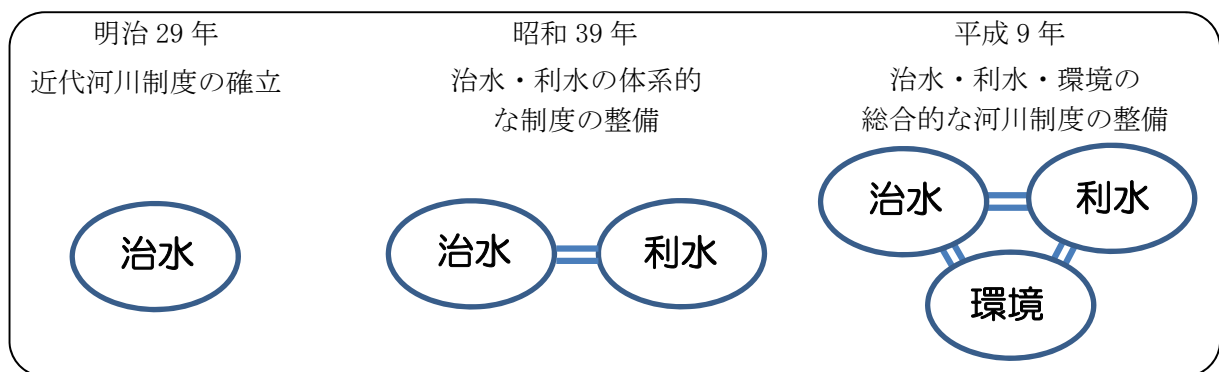
1 河川法制定の経緯

河川は、多様な生態系など豊かな自然環境を育む自然公物であり、古来より、人々は生活の中で川からの恩恵を受けるとともに、頻繁に発生する洪水の脅威にさらされてきました。

明治 29 年の河川法制定により、洪水から人々の生活を守るため、河川に堤防を築くなどの治水対策が進められました。

戦後の高度成長期に急増した生活用水や工業用水などの水需要に対応するために、昭和 39 年に河川法が抜本的に改正され、水系一貫管理制度の導入など、治水、利水の体系的な制度の整備が図られました。

高度成長期を経て、市民所得の向上と生活の価値観の変化による、河川環境への関心の高まりを背景に平成 9 年の改正で「環境」が目的として加わり、治水・利水・環境の総合的な河川管理が行われるようになりました。



平成 25 年には、河川管理の充実及び連携の強化を図るため、河川管理施設等の維持・修繕の基準の創設、河川協力団体制度の創設などの措置が盛り込まれました。

2 河川法の目的

河川法の目的として、河川法第1条において「河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。」とされています。

項 目	河川管理の具体的内容
洪水、津波、高潮等による災害発生の防止	ダム・堤防等の河川管理施設の新改築、河床掘削、放水路開削、河川に影響を及ぼす行為の規制、ダム等の河川管理施設の操作など
河川の適正な利用	河川水利用の許可制、河川敷の占有の許可制、河川の清潔の維持など
流水の正常な機能の維持	一定水位の保持、河川の自然浄化作用の維持など
河川環境の整備と保全	「生物の多様な生息・生育環境の確保」、「健全な水環境の確保」及び「河川と地域の関係の再構築」を基本方針とした総合的な取り組み

3 河川の種類

【一級河川】一級河川とは、「国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で、政令で指定したものに係る河川で国土交通大臣が指定したもの」をいいます。

(河川法第4条)

【二級河川】二級河川とは、「一級水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で、当該地の都道府県知事が指定したもの」をいいます。

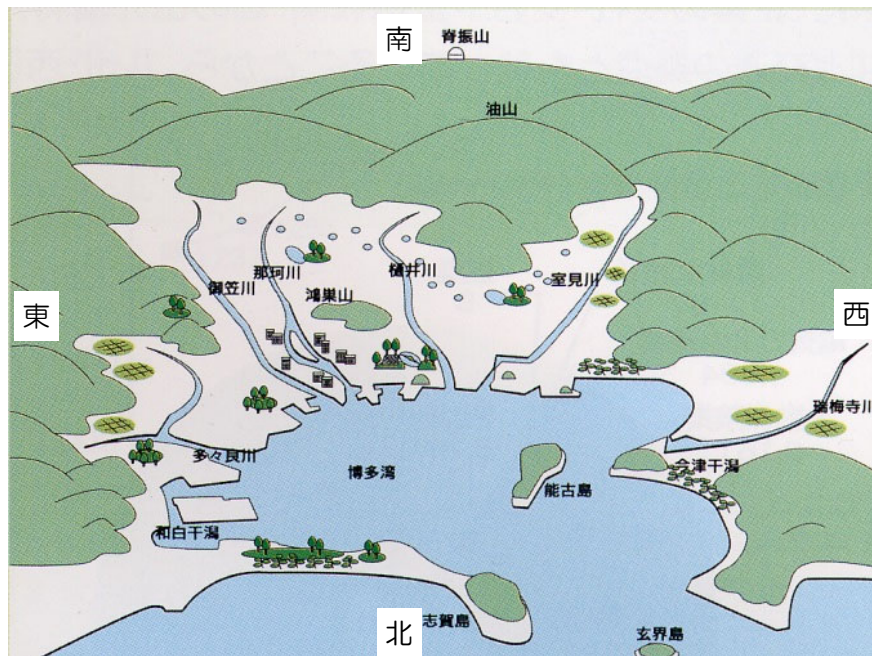
(河川法第5条)

【準用河川】準用河川とは、「一級河川及び二級河川以外の河川で、河川法を準用する河川として市町村長が指定したもの」をいいます。(河川法第100条)

【普通河川】普通河川とは、一級河川、二級河川、準用河川以外の小河川で、市町村が条例で指定し、管理している河川です。(福岡市普通河川管理条例)

Ⅱ 福岡市の河川

1 河川の概要



市内には、26 水系、131 の河川があります。南部の脊振山系に水源を発する室見川、樋井川、那珂川や東部の三郡山系に水源を発する御笠川、多々良川などの河川が平野を形成し博多湾に注いでいます。

河川はいずれも中小河川であって延長が短く流域が小さいため、降った雨が短時間に集中しやすいので河川の水位が急激に高くなることがあります。また、市街地が河口に近く潮位の影響を受ける場合もあります。

なお、中心部は人口・資産の集中、地下空間の利用などにより、局地的な集中豪雨で大きな被害を受けやすくなっています。

河川の管理については、河川法の規定により二級河川を福岡県が、準用河川を福岡市が管理しています。また、普通河川は市条例の規定により福岡市が管理しています。

河川の区分

区 分	河 川 管 理 者	水系数	河川数	市内流路延長 (m)
一 級 河 川 (指定区間)	国 土 交 通 大 臣 (県知事:委任)	—	—	—
二 級 河 川 (うち都市基盤河川改修事業実施河川)	県 知 事	13 (11)	42 (20)	143,427 (54,230)
準 用 河 川	市 長	10	25	49,670
普 通 河 川	市 長	21	64	64,850
計			131	257,947

※都市基盤河川改修事業とは、県管理河川である二級河川の整備に市が参画する制度

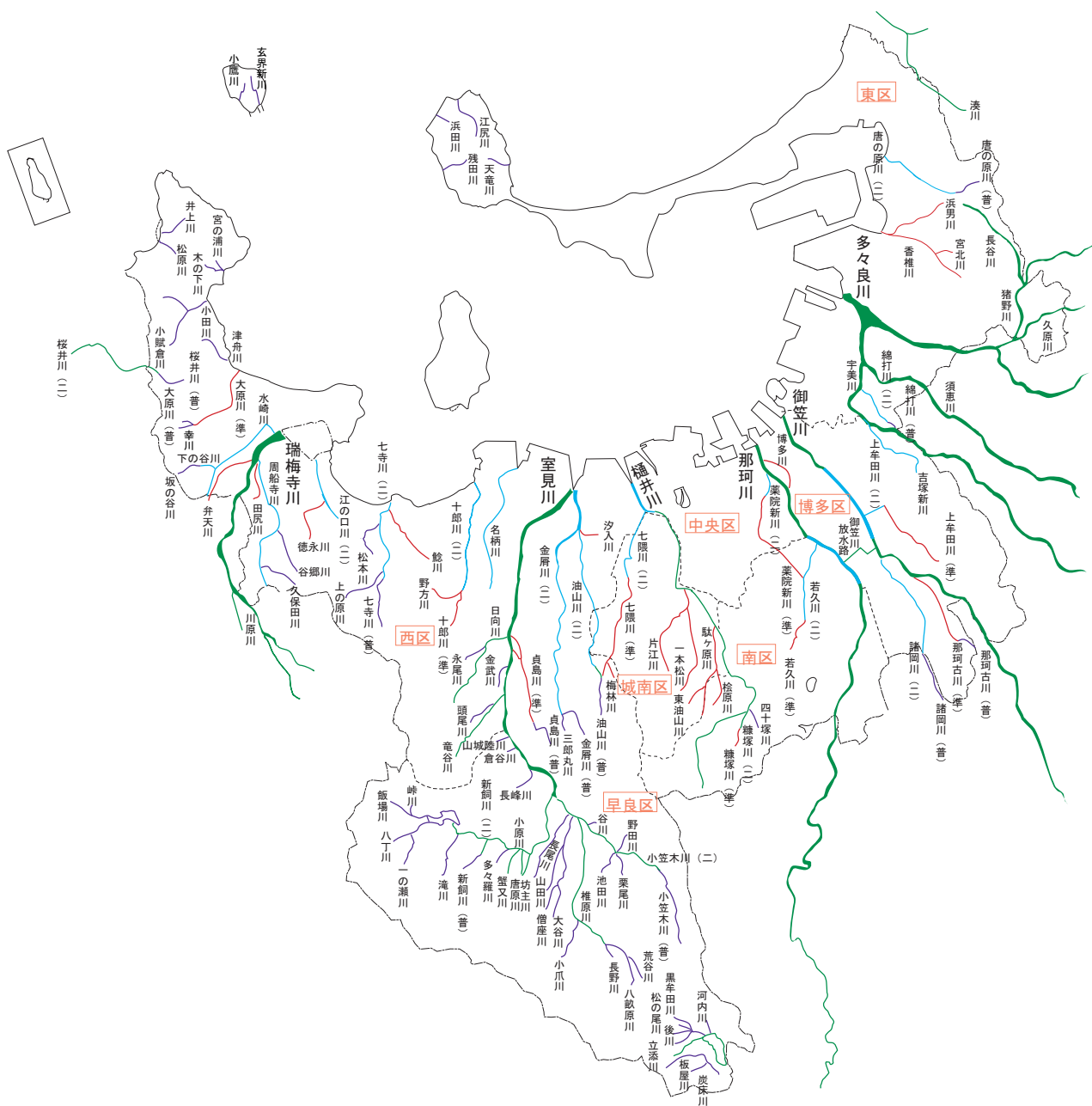
※ () は内数

福岡市の河川図

●福岡市を流れる河川

凡例

- 二級河川
- 二級河川（都市基盤河川改修事業実施河川）
- 準用河川
- 普通河川



2 施設の現況

(1) 河川護岸

	施設	備考
河川(102 河川) 延長 145km	市管理二級河川(13)	延長 30km
	準用河川(25)	延長 50km
	普通河川(64)	延長 65km

(2) 河川管理施設

	施設	備考
排水機場	吉塚新川排水機場、上牟田川排水機場、綿打川排水機場、水崎川排水機場、田尻川排水機場	5 施設
水門	江の口川防潮水門	1 施設
遊水地	吉塚新川遊水地	1 施設
井堰	博多川可動井堰(上流・下流)、薬院新川可動堰、美野島可動堰、塩原可動堰、内野大堰	6 施設
水防倉庫	鉄筋コンクリート造、軽量鉄骨、プレハブ等	42 戸
照明灯・街灯	二級河川(3 河川)、準用河川(3 河川)、治水池(5 池)	17 施設
河川水位標	30 河川 1 水路	68 箇所
その他	金武川水中ポンプ、博多川トイレ、川端ぜんざい広場	3 施設

(3) 治水池

	施設	備考
治水池	69 池	
浄化施設	野間大池浄化施設	1 施設
ポンプ設備	新開池排水ポンプ、松本池ポンプ	2 施設

1 二級河川一覧表

水系名	河川名	延長 (m)	都市基盤区 間延長(m)	水系名	河川名	延長 (m)	都市基盤区 間延長(m)
湊 川	みなとがわ 湊 川	460		室見 川	あぶらやまがわ 油 山 川	3,800	3,770
唐の原川	とうのはるがわ 唐の原川	2,600	2,600	"	しいばるがわ 椎 原 川	5,298	
多々良川	たたらがわ 多々良川	3,800		"	おかさがわ 小笠木川	4,000	
"	いのがわ 猪 野 川	2,000		"	ぼうずがわ 坊 主 川	1,280	
"	ながたにがわ 長 谷 川	2,410		"	とうのはるがわ 唐 原 川	300	
"	くばらがわ 久 原 川	1,900		"	かにまたがわ 蟹 又 川	685	
"	うみがわ 宇 美 川	5,000		"	おばらがわ 小 原 川	621	
"	すえがわ 須 恵 川	2,300		"	しんかいがわ 新 飼 川	399	
"	わたうちがわ 綿 打 川	1,720	1,720	"	ひなたがわ 日 向 川	3,960	
"	よしづかしんかわ 吉塚新川	2,400	2,400	"	りゅうたにがわ 竜 谷 川	4,058	
御 笠 川	みかさがわ 御 笠 川	8,100	1,900	名 柄 川	ながらがわ 名 柄 川	4,500	4,500
"	みかさがわほうすい 御笠川放水路	1,830		十 郎 川	じゅうろうがわ 十 郎 川	3,971	3,500
"	かみむたがわ 上牟田川	670	670	七 寺 川	ななでらがわ 七 寺 川	2,630	2,630
"	もろおかがわ 諸 岡 川	4,670	3,370	江ノ口川	えのくちがわ 江ノ口川	1,700	1,700
那 珂 川	ながかわ 那 珂 川	10,900	2,200	瑞梅寺川	ずいばいじがわ 瑞梅寺川	1,550	
"	やくいんしんかわ 薬院新川	720	720	"	かわはらがわ 川 原 川	600	
"	わかひさがわ 若 久 川	2,430	2,430	"	みずさがわ 水 崎 川	3,190	3,190
樋 井 川	ひい がわ 樋 井 川	12,875	1,160	"	しものたにがわ 下の谷川	620	620
"	ななくまがわ 七 隈 川	2,155	2,155	"	すせんじがわ 周船寺川	4,580	4,580
"	ぬかつかがわ 糠 塚 川	660		桜 井 川	さくらいがわ 桜 井 川	200	
室 見 川	むろみがわ 室 見 川	16,330		計	42河川	143,427	54,230
"	かなくずがわ 金 屑 川	9,555	8,415	※延長は市域内延長			

2 準用河川一覧表

水系名	河川名	延長 (m)
香椎川	かしいがわ 香椎川	3,500
〃	みやきたがわ 宮北川	800
〃	はまおがわ 浜男川	2,290
御笠川	かみむたがわ 上牟田川	3,030
〃	なかふるかわ 那珂古川	2,900
那珂川	はかたがわ 博多川	1,250
〃	やくいんしんかわ 薬院新川	2,910
〃	わかひさがわ 若久川	1,160
樋井川	ぬかつかがわ 糠塚川	670
〃	ひばるがわ 桧原川	1,630
〃	だかはるがわ 駄ヶ原川	3,000
〃	いっぽんまつがわ 一本松川	3,430
〃	ななくまがわ 七隈川	3,520
〃	ひがしあぶらやまがわ 東油山川	780
〃	うめばやしがわ 梅林川	240
〃	かたえがわ 片江川	2,680
室見川	さだしまがわ 貞島川	2,670
〃	しおいりがわ 汐入川	580

水系名	河川名	延長 (m)
十郎川	じゅうろうがわ 十郎川	1,500
〃	のかたがわ 野方川	1,120
七寺川	なまずがわ 鯰川	2,030
江の口川	とくなががわ 徳永川	1,530
瑞梅寺川	べんてんがわ 弁天川	2,300
〃	たじりがわ 田尻川	1,750
大原川	おおばるがわ 大原川	2,400
計	25河川	49,670

3 普通河川一覧表

水系名	河川名	延長(m)	水系名	河川名	延長(m)	水系名	河川名	延長(m)
江尻川	えじりがわ 江尻川	1,570	室見川	おかさがわ 小笠木川	2,500	室見川	かなたけがわ 金武川	780
天竜川	てんりゅうがわ 天竜川	800	"	くりおがわ 栗尾川	1,130	"	ながおがわ 永尾川	590
残田川	ざんたがわ 残田川	500	"	いけだがわ 池田川	600	七寺川	ななでらがわ 七寺川	1,570
浜田川	はまたがわ 浜田川	640	"	あらたにがわ 荒谷川	1,840	"	かみのはるがわ 上の原川	1,020
唐の原川	とうのはるがわ 唐の原川	790	"	やせばるがわ 八畝原川	670	"	まつもとがわ 松本川	1,200
多々良川	わたうちがわ 綿打川	200	"	ながのがわ 長野川	590	瑞梅寺川	たにごうがわ 谷郷川	1,360
御笠川	なかふるかわ 那珂古川	340	"	こづめがわ 小爪川	1,420	"	くぼたがわ 久保田川	1,500
"	もろおかがわ 諸岡川	1,550	"	おおたにがわ 大谷川	3,470	"	さかのたにがわ 坂の谷川	750
那珂川	かわうちがわ 河内川	540	"	そうざがわ 僧座川	950	大原川	おおばるがわ 大原川	340
"	くろむたがわ 黒牟田川	860	"	やまだがわ 山田川	1,510	"	さやかわ 幸川	760
"	まつのおがわ 松の尾川	670	"	ながおがわ 長尾川	2,630	津舟川	つふねがわ 津舟川	920
"	うしろがわ 後川	540	"	たたらがわ 多々羅川	280	小田川	こたがわ 小田川	2,210
"	たてぞえがわ 立添川	640	"	しんかいがわ 新飼川	650	"	おぶくらがわ 小賦倉川	1,410
"	いたやがわ 板屋川	1,850	"	たきがわ 滝川	1,220	宮の浦川	みやのうらがわ 宮の浦川	590
"	たんしょうがわ 炭床川	140	"	はつしょうがわ 八丁川	1,450	"	きのしたがわ 木の下川	770
樋井川	しじゅうつかがわ 四十塚川	600	"	いちのせがわ 一の瀬川	1,710	井上川	いのうえがわ 井上川	950
室見川	あぶらやまがわ 油山川	1,070	"	いいばがわ 飯場川	1,500	松原川	まつばらがわ 松原川	1,080
"	かなくずがわ 金屑川	1,450	"	とうげがわ 峠川	400	桜井川	さくらいがわ 桜井川	990
"	さぶろうまるがわ 三郎丸川	1,110	"	ながみねがわ 長峰川	720	玄界新川	げんかいしんかわ 玄界新川	120
"	さだしまがわ 貞島川	790	"	くらたにがわ 倉谷川	250	小鷹川	こたかがわ 小鷹川	170
"	たにがわ 谷川	430	"	さぎりくがわ 山城陸川	1,260	計	64河川	64,850
"	のだがわ 野田川	800	"	とおのがわ 頭尾川	1,140			

4 治水池一覧表

区	治水池名	集水面積 (ha)	調節容量 (m ³)	流末河川	備考	区	治水池名	集水面積 (ha)	調節容量 (m ³)	流末河川	備考
東	おざきいけ 尾崎池	8.2	9,830	香椎川	尾崎公園	南	しんいちらくいけ 新市築池	3.2	5,000	樋井川	新市築池公園
"	みやきたいけ 宮北池	30.0	24,560	香椎川		"	ながいけ 長池	2.4	2,730	那珂川	
"	かしいいけ 香椎池	5.3	3,570	香椎川		"	ひょうたんいけ 瓢箪池	5.9	4,238	若久川	多目的利用
"	みやのだしいけ 宮の台池	4.3	1,385	香椎川		"	ひろらひがしいけ 広浦東池	10.0	5,470	若久川	多目的利用
"	くさばいけ 草場池	4.0	5,040	-	多目的利用	"	じげんだいけ 次源田池	4.6	5,200	若久川	多目的利用
"	しょうずいけ 正水池	3.8	1,500	多々良川	多目的利用	"	いちらくいけ 市築池	11.9	11,000	樋井川	多目的利用
"	うめきたにいけ 梅木谷池	18.5	4,070	長谷川		"	きゅうやいけ 久屋池	9.1	20,650	若久川	久屋池公園
"	みとまながうらいけ 三苦永浦池	8.7	5,167	湊川		"	はちらがうらいけ 八良ヶ浦池	6.0	5,700	若久川	多目的利用
"	りゅうげいけ 竜化池	7.6	3,800	-	竜化池公園	"	ささいけ 笹池	13.2	11,490	那珂川	
"	かしいだいにいけ 香椎台西池	15.7	10,281	香椎川		"	ふのかいけ フノカケ池	2.6	1,103	那珂川	多目的利用
"	かしいだいきたいけ 香椎台北池	4.2	3,702	香椎川		"	かみいもいけ 上妹池	6.0	4,215	若久川	多目的利用
"	ふどうがうらいけ 不動ヶ浦池	2.9	6,925	香椎川		城南	とりかいけ 鳥飼池	15.8	17,643	樋井川	友丘公園
"	あおばいけ 青葉池	2.1	1,001	多々良川		"	おおむたいけ 大牟田池	3.8	13,900	樋井川	茶山中央公園
博多	いけだいいけ 池田池	6.4	3,130	宇美川	多目的利用	"	たじましんいけ 田島新池	2.3	1,140	七隈川	多目的利用
"	めうしこいけ 女牛小池	7.4	7,300	諸岡川	多目的利用	"	すもうだいいけ 角力田池	1.7	1,033	樋井川	多目的利用
"	しょうていけ 正手池	2.6	1,310	宇美川		"	みずがうらいけ 水ヶ浦池	1.6	1,276	七隈川	
"	さかせいけ 坂瀬池	16.0	11,551	宇美川	多目的利用	"	つつみがうらいけ 堤ヶ浦池	5.4	5,100	七隈川	多目的利用
"	しんおおだにいけ 新大谷池	2.9	1,840	宇美川		"	ながうらいけ 永浦池	7.0	8,300	樋井川	友丘中央公園
"	おおうらいけ 大浦池	13.7	8,000	宇美川	多目的利用	"	ひらばるいけ 平原池	19.4	924	七隈川	多目的利用
"	ひらばるいけ 平原池	2.0	1,855	上牟田川		"	おにめんいけ 鬼面池	5.5	10,365	樋井川	鬼面池公園
"	わかみやしむいけ 若宮下池	8.7	12,500	吉塚新川		早良	うしろがわらかみいけ 後川原上池	4.0	1,620	室見川	
"	たにがしらいけ 谷頭池	7.4	1,580	上牟田川		"	うしろがわらしむいけ 後川原下池	5.9	3,200	室見川	
"	ながおいけ 長尾池	8.0	2,165	上牟田川		"	またていけ 馬立池	12.0	5,270	大谷川	
中央	ひらおおいけ 平尾大池	136.3	14,850	那珂川	多目的利用	"	ふるたいけ 古田池	7.0	3,900	三郎丸川	
"	いのうらしむいけ 井ノ浦下池	4.0	2,300	樋井川		西	いくたいけ 生田池	8.7	4,800	-	
南	のまおいけ 野間大池	155.5	97,000	若久川	多目的利用	"	いきまつだいいけ 生松台池	26.9	13,015	野方川	
"	りゅうせんじいけ 流泉寺池	9.8	4,127	若久川		"	うらえたにいけ 浦江谷池	32.0	35,841	室見川	
"	ほんなんかみいけ ホンナン上池	1.3	1,200	薬院新川		"	にしのおかみなみいけ 西の丘南池	13.5	6,100	野方川	
"	ほんなんしもいけ ホンナン下池	3.5	2,100	薬院新川		"	にしのおかきたいけ 西の丘北池	18.0	20,500	十郎川	多目的利用
"	ひらおしんいけ 平尾新池	15.7	6,600	那珂川	多目的利用	"	かんじんぼるいけ 勧進原池	6.46	1,900	名柄川	多目的利用
"	みずくだしいけ 水下し池	8.6	3,010	那珂川	平和東公園	"	まつもといけ 松本池	17.36	4,640	田尻川	
"	こうざいけ コウザイ池	7.1	5,300	那珂川	多目的利用	"	もとおかいけ 元岡池	19.0	3,175	水崎川	
"	たぞういけ 田蔵池	6.1	5,710	那珂川	多目的利用	"	かなたけいけ 金武池	5.6	1,006	頭尾川	
"	しんかいけ 新開池	13.7	10,700	若久川	多目的利用	"	よしだけいけ 吉武池	1.8	1,005	金武川	
"	ろくすけいけ 鹿助池	15.2	29,200	樋井川	鹿助公園	計 69池		882.82	556,608		

5 水防倉庫一覧表

区	区分※	倉庫名	所在地
東	一般	勝馬	東区大字勝馬1578番1
	中核	志賀島	東区大字志賀島861番
	一般	弘	東区大字弘1257番1
	中核	和白	東区和白3丁目28番33号
	基幹	高須磨	東区箱崎7丁目16番
	一般	土井	東区土井1丁目13番(高架下)
	一般	筥松	東区筥松1丁目8番10(高架下)
	一般	松田	東区松田2丁目5番(高架下)
博多	中核	博多消防署	博多区博多駅前4丁目19番7号
	一般	東住吉	博多区博多駅南5丁目30番(高架下)
	一般	竹下	博多区竹下1丁目23番地先
	中核	板付	博多区板付4丁目4番15号
	一般	浦田地区	博多区浦田1丁目2番
	一般	西月隈	博多区西月隈4丁目1番地先
中央	中核	平尾	中央区平尾5丁目21番
	一般	春吉	中央区春吉2丁目1番地先
南	中核	上日佐	南区日佐5丁目11番(高架下)
	一般	三宅	南区老司2丁目12番
	一般	桧原	南区桧原7丁目43番
	一般	東若久	南区若久3丁目44番
城南	一般	城南	城南区鳥飼5丁目21番1号
	中核	田隈	城南区干隈2丁目34番
早良	一般	飯倉	早良区板倉2丁目23番12号
	一般	次郎丸・賀茂	早良区賀茂1丁目28番地先
	一般	貞島	早良区田村3丁目3番
	中核	早良	早良区東入部2丁目14番8号
	一般	脇山	早良区大字脇山1742番3
	一般	内野	早良区内野2丁目3番14号
	中核	早良消防署	早良区百道浜1丁目3番1号
	中核	板屋	早良区大字板屋295番2
西	一般	金武	西区大字吉武21番2
	一般	拾六町	西区拾六町3丁目17番
	基幹	姪浜	西区小戸1丁目1番13号
	中核	能古	西区能古726番9号
	中核	今宿	西区今宿2丁目7番56号
	一般	周船寺	西区大字宇田川原91番
	一般	元岡	西区大字太郎丸1丁目1番1地先
	中核	小田	西区大字小田1194番1
	一般	宮浦	西区大字宮浦1947番3
	中核	玄界島	西区大字玄界島21番14
	一般	西浦	西区大字西浦649番1
	一般	戸切	西区戸切3丁目8番1号

※一般(26箇所): 水害発生時に迅速かつ効率的な対応を行うため、土のう袋や杭等の水防資材を配備

※中核(14箇所): 一般水防倉庫の補完機能を有する水防倉庫

※基幹(2箇所): 水防資材の配備数が大きく、中核水防倉庫の補完機能を有する水防倉庫

6 河川水位標一覧表

区名	河川区分	河川名	設置場所
東	二級河川	みなとがわ 湊 川	和白東 4 号線
	二級河川	多々良川	多々良橋
			大橋
			多々良橋
	二級河川	うみがわ 宇美川	筥松橋と郷口橋中間
			松島大橋
			筥松新橋
			六高橋
	二級河川	すえがわ 須恵川	休也橋と原田橋中間
			JR 山陽新幹線下流
	二級河川	わたうちがわ 綿打 川	筥松第 2 ポンプ場前
			綿打橋
	水路	布川	布橋
博多	二級河川	みかさがわ 御笠川	御笠新橋
			比恵橋
	二級河川	もろおかがわ 諸岡 川	那珂沼口橋
	準用河川	なかがわ 那珂古 川	稲穂橋
			大津添橋
	二級河川	なかがわ 那珂川	住吉橋
	準用河川	はかたがわ 博多川	南新橋
			東中島橋
中央	二級河川	なかがわ 那珂川	柳橋
	二級河川	やくいんしんかわ 薬院新 川	新川橋
	二級河川	ひいがわ 樋井川	百道浜橋
			塩屋橋
			梅光園橋
南	二級河川	なかがわ 那珂川	井尻橋
			的場橋
			警弥郷橋
			みらい大橋
	準用河川	わかひさがわ 若久 川	榊橋
	二級河川	ひいがわ 樋井川	桜橋
			柏原橋
			林崎橋

区名	河川区分	河川名	設置場所
城南	二級河川	ひいがわ 樋井川	境橋
			友泉亭橋
			長尾新橋
	準用河川	ななくまがわ 七隈川	城南橋
			第一菊地橋
			七隈小学校付近
	準用河川	いっぽんまつがわ 一本松川	堤南橋
	準用河川	だかはるがわ 駄ヶ原川	上篠子橋
	準用河川	かたえがわ 片江川	西ノ前橋
	二級河川	ななくまがわ 七隈川	城西 2 丁目 2 号線
早良	二級河川	むろみがわ 室見川	松風橋
			大井手橋
			滝見橋
	二級河川	かなくずがわ 金屑川	大内橋
			大原橋
			大野城二丈線付近
	二級河川	あぶらやまがわ 油山川	舟底橋
			野芥 5 丁目 30 付近
			稲塚橋
			弥生橋
			金屑橋
			高橋
			干隈橋
西	二級河川	むろみがわ 室見川	松風橋
		ひなたがわ 日向川	戸井橋
		りゅうたにがわ 竜谷川	建野橋
		ながらがわ 名柄川	黒原橋
		じゅうろうがわ 十郎川	古園橋
		ななでらがわ 七寺川	下鯰橋
			栄橋
		えくちがわ 江ノ口川	玄洋橋
		ずいばいしがわ 瑞梅寺川	太郎丸新橋
		すせんしがわ 周船寺川	周船寺東
		たにごうがわ 谷郷川	国道 202 号下
計		30 河川 1 水路	68 箇所

3 過去の主な水害

災 害 名	概 要	雨量情報			主な被害の状況								
		h最大 降水量	日最大 降水量	総降 水量	人的被害		家屋被害				道路 被害	橋梁 被害	河川 被害
					死者	負傷	全壊	半壊	床上	床下			
ジュディス台風 昭和24年8月13～18日	九州では200～400mmの大雨が降り、佐賀県をはじめとする九州各地で被害が発生した。	19.1	191.1	191.9	—	—	—	—	423	2,247	—	—	—
キジア台風 昭和25年9月13～14日	九州から近畿にかけての17府県で家屋のほか船舶や鉄道にも暴風雨や高潮による被害が出た。	17.9	119.6	166.2	1	—	49	42	148	1,542	12	1	—
ルース台風 昭和26年10月12～14日	勢力が強く、暴風半径も非常に広がったため、全国各地で暴風が吹いた。また、九州、四国、中国地方の所々で大雨となった。	21.4	171.9	254.3	—	—	30	58	75	400	51	4	62
梅雨前線(西日本大水害) 昭和28年6月23～30日	福岡、佐賀、大分、山口の各県で甚大な被害が生じた。市内では、那珂川番付井堰の決壊で下流域に大きな被害が出た。	63.3	191.1	623.5	1	17	70	—	5,736	21,900	1,172	14	67
梅雨前線 昭和38年6月29～30日	福岡市では、野間池の氾濫や、樋井川上流域と室見川下流域でも堤防決壊があいつぎ、死者がでたほか数千棟が床上浸水した。	53.8	229.3	376.5	1	4	53	47	9,650	18,100	61	24	48
昭和42年7月豪雨 昭和42年7月7～10日	梅雨前線が台風第7号の影響を受け、活発となり記録的な豪雨が降った。北部九州から近畿地方まで広い範囲で100mmを超える記録的な豪雨であった。	41.6	104.1	269.0	—	—	1	5	664	4,307	34	35	36
昭和47年7月豪雨 昭和47年7月3～13日	九州と四国で雷を伴った局地的な大雨が降り、この期間の降水量が500～800mmに達した所があり、被害は全市域にわたり特にかけ崩れが多かった。	29.0	152.5	441.5	—	—	5	8	329	1,768	313	4	60
梅雨前線(筑紫豪雨) 昭和48年7月30～31日	寒冷前線の影響により、春日市を中心に集中豪雨となった。河川の氾濫で被害は全市域にわたったが、御笠川の堤防決壊による被害が特に大きかった。	41.5	85.0	98.0	2	1	6	8	3,875	14,106	78	5	15
梅雨前線 昭和54年6月24～7月2日	済州島南海上付近で低気圧が停滞し、東にのびる梅雨前線を低気圧が次々に東進し、大雨の原因となった。特に多々良川流域の被害が大きかった。	52.0	157.5	484.0	—	1	3	4	429	2,933	107	3	36
梅雨前線 昭和55年8月28～31日	梅雨前線が台風第12号の影響を受け、活発となり記録的な豪雨が降った。8月の日降水量としては、過去最高を記録する。特に宇美川流域の被害が大きかった。	43.5	190.5	438.0	1	—	7	6	1,219	3,437	256	3	126
梅雨前線 昭和60年6月21～29日	活発な梅雨前線が断続的に大雨をもたらした。日降水量、総降水量は過去に比してかなりの量であるが被害は比較的小なかった。	38.0	186.0	599.0	—	—	—	—	80	683	75	—	66
梅雨前線 平成3年6月9～10日	梅雨前線の活動が長期間活発であったため、全国各地に大きな被害をもたらした。	46.5	144.5	189.0	—	—	—	—	106	402	19	—	11
梅雨前線(福岡水害) 平成11年6月29～7月3日	御笠川が氾濫するなど、福岡市街部で甚大な被害が発生し、地下に取り残された従業員1名が亡くなった。この水害は都市部、特に地下空間における問題提起となった。	79.5	153.5	207.0	1	—	—	—	1,029	2,456	62	—	32
梅雨前線(福岡水害) 平成15年7月19日	御笠川上流の太宰府市で時間雨量99mm、累加雨量361mmを記録したことで、御笠川が氾濫し、再び博多駅周辺が浸水した。	17.0	50.0	50.0	—	4	—	3	909	850	57	—	54
平成21年7月中国・九州 北部豪雨 平成21年7月24～26日	中国地方および九州北部を中心に記録的な大雨となった。この期間の総雨量は多いところで700ミリを超え、7月の月間降水量平年値の2倍近くに達した。	116.0	239.5	517.0	—	7	—	2	256	866	109	2	29
平成30年7月豪雨 平成30年7月5～8日	前線や台風第7号の影響により、梅雨前線が九州北部地方に停滞し、南から暖かく湿った空気が流入して長時間にわたって大気の状態が非常に不安定となり記録的な大雨となった。	52.0	393.0	517.0	—	1	—	2	—	—	63	—	10

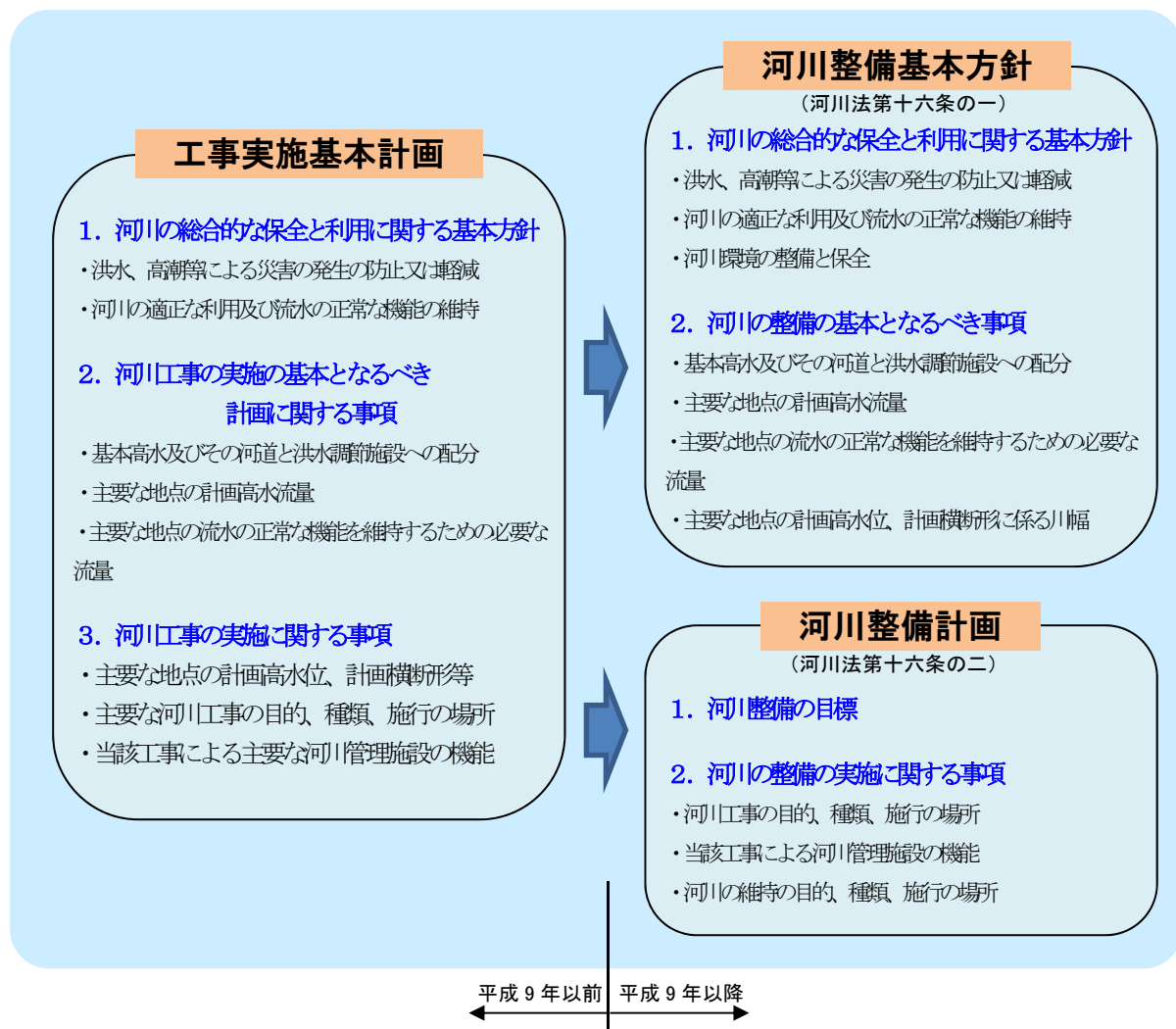
Ⅲ 河川整備計画

1 河川整備基本方針及び整備計画

(1) 河川整備基本方針及び整備計画

平成9年に河川法が改正され、河川の整備計画制度が見直されました。今までの「治水」と「利水」の河川整備に「環境」が加えられ、「河川環境の整備と保全」「地域の意見を反映した河川整備の導入」といった具体的な内容を明らかにすることとなりました。

市内には、河川整備基本方針及び整備計画の策定が必要となる二級水系が13水系あり、管理者である県によって河川整備基本方針（6水系）及び河川整備計画（6水系）が策定されています。



2 福岡市総合計画

福岡市総合計画は、福岡市の将来の健全な発展を促進するために策定する市政の総合的な計画のことで、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3つで構成されています。

福岡市基本構想

福岡市がめざす都市像

「住みたい、行きたい、働きたい。アジアの交流拠点都市・福岡」

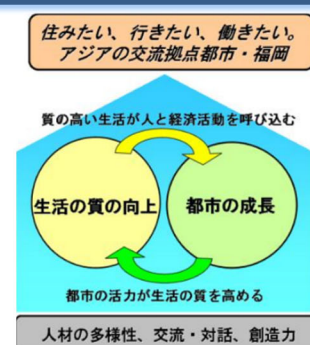
- 1 自律した市民が支え合い心豊かに生きる都市
- 2 自然と共生する持続可能で生活の質の高い都市
- 3 海に育まれた歴史と文化の魅力が人をひきつける都市
- 4 活力と存在感に満ちたアジアの拠点都市

第9次福岡市基本計画

都市経営の基本戦略

福岡市は、「人と環境と都市活力の調和が取れたアジアのリーダー都市」をめざすという基本姿勢のもと、2つの戦略を持ってまちづくりに取り組みます。

- (1) 生活の質の向上と都市の成長の好循環を創り出す
- (2) 福岡都市圏全体として発展し広域的な役割を担う



政策推進プラン（第3次実施計画）

施策3-2 安全で快適な生活基盤の整備

◆浸水被害防止

〔重点：香椎川事業間連携河川事業〕

- 河川整備〔都市基盤河川改修事業、準用河川改修事業〕
- 局地的豪雨対策緊急事業
- 雨水の流出抑制〔雨水貯留施設整備事業〕

◆施設の計画的な維持更新

→河川施設の計画的・効率的な維持管理の推進

施策4-3 生物多様性の保全とみどりの創出

◆自然環境の保全、景観形成

→水辺環境の整備〔河川環境整備・治水池環境整備〕

施策8-2 高度な都市機能が集積した活力創造拠点づくり

◆九州大学学術研究都市構想の推進〔重点：都市基盤河川改修事業（水崎川・周船寺川）〕

→九州大学移転に伴う西部地域のまちづくり

3 福岡市アセットマネジメント推進プラン

福岡市アセットマネジメント基本方針

福岡市におけるアセットマネジメントは、財政負担の軽減や平準化を図りつつ、市有施設を安全・安心に利用できるよう維持し、良質な公共サービスを持続的に提供していくことを目的としており、アセットマネジメントを全庁的に導入するための方向性や取り組むべき内容、推進体制など基本的な枠組みを定めた計画として平成 20 年に策定されています。

福岡市のアセットマネジメントの方向性

- ◎ 既存ストックの有効利用
- ◎ 計画的かつ効率的な維持管理への転換
- ◎ 財政の健全化
- ◎ 市民ニーズや社会的要請への対応
- ◎ 説明責任の確保と市民との共働

福岡市アセットマネジメント推進プラン

国の「インフラ長寿命化基本計画」や福岡市の「基本方針」に基づく取組みを踏まえつつ、市全体でアセットマネジメントのさらなる推進を図るために、令和 3 年度から令和 6 年度までの 4 年間の重点取組みを示した計画です。

河川施設について

＜これまでの取組み＞

「福岡市河川施設アセットマネジメント基本方針」（令和 2 年 12 月策定）及び「福岡市河川施設アセットマネジメント実行計画（個別施設計画）」（令和 2 年 12 月策定）に基づき、施設ごとの重要度に応じた対策を実施し、計画的な維持・管理を推進しております。

4 総合治水対策

市街地における浸水リスクを軽減させるため、引き続き河川改修を推進します。加えて、流域のもつ保水・浸透機能を確保するため、治水池整備による洪水調節や、関係機関との連携・協力のもと、「福岡市雨水流出抑制指針」に基づく様々な貯留・浸透施設などを適切に組み合わせ、総合的な治水対策を進めます。



(1) 治水池整備

都市化の進展による保水機能の低下を踏まえ、雨水の流出抑制を図るため、かんがい用途のなくなった農業用ため池の利用や、既存治水池の能力を向上させる治水池整備を進めています。

(2) 雨水流出抑制

雨水の流出抑制により水害の発生しにくい都市づくりを長期的、継続的に進めるため、平成 21 年 2 月に「福岡市雨水流出抑制指針」を策定しました。

本指針に基づき、本市が所管する公共施設に雨水流出抑制施設の導入を各局連携のもと推進しています。

また、雨水貯留タンク・雨水浸透ます等の設置費用の助成も行われています。

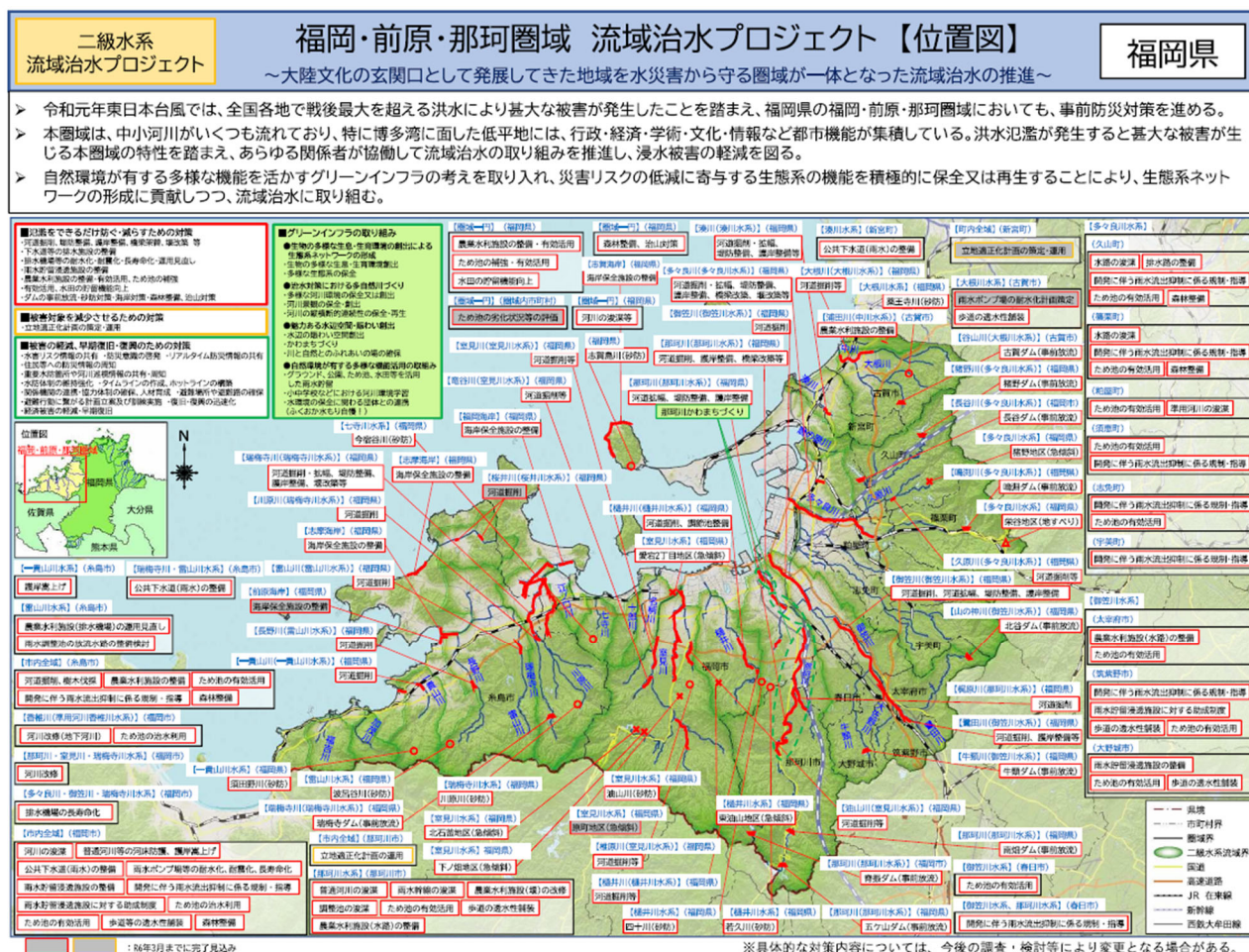
(3) 今後の治水対策の在り方について

近年、平成 30 年 7 月豪雨や、令和元年東日本台風（台風第 19 号）など、全国各地で豪雨等による水害や土砂災害が発生するなど、人命や社会経済への甚大な被害が生じています。

そこで、気候変動に伴い頻発・激甚化する水害・土砂災害等に対し、防災・減災が主流となる社会を目指し、堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域から氾濫域にわたる流域のあらゆる関係者で水災害対策を推進する「流域治水」の取り組みが国の主導のもとに進められています。

本市は二級水系の流域治水プロジェクト※に係る「福岡・前原・那珂圏域 流域治水協議会」に参画し、流域治水の取り組みを推進していきます。

(※令和5年度版(最新版)は、令和6年3月26日より公表中)



5 防災・減災

1 水防計画（福岡市地域防災計画）

水防計画として、重要水防箇所、水防倉庫及び水防資材配備計画表などを福岡市地域防災計画に記載し、関係機関に周知しています。

(1) 水位観測所

二級河川の管理者である県において、洪水予報河川及び水位周知河川に水位観測所が設けられています。

また、市においても、独自の水位観測所を設けています。

【洪水予報河川】1 河川

- ・御笠川（現行どおり）※県：1 観測所

【水位周知河川】7 河川

- ・多々良川（県：2 観測所、市：1 観測所）
- ・宇美川（県：1 観測所、市：1 観測所）
- ・御笠川（県：1 観測所）
- ・那珂川（県：1 観測所、市：1 観測所）
- ・樋井川（県：1 観測所、市：2 観測所）
- ・室見川（現行どおり）※県：1 観測所
- ・瑞梅寺川（県：1 観測所、市：1 観測所）

【準用河川】1 河川

- ・博多川（市：1 観測所）

(2) 重要水防箇所及び危険区域

重要水防箇所は洪水などのときに水防上特に注意する箇所として、増水時に浸水、氾濫したりする危険区域を想定被害の程度により重要度を区分しています。

- A 背後地に家屋密集地や主要公共施設があり、甚大な被害が予想される
- B 背後地の家屋や公共施設に被害が予想される
- C 背後地の農地に被害が予想される

(3) 水防倉庫

水防活動が迅速かつ的確に行えるよう、土のう袋などの水防資材を備えた水防倉庫を市内各地に配置しています。

(単位：か所)

内 訳	東 区	博 多 区	中 央 区	南 区	城 南 区	早 良 区	西 区	合 計
水 防 倉 庫	8	6	2	4	2	8	12	42
◎ 基 幹 水 防 倉 庫	1	-	-	-	-	-	1	2
○ 中 核 水 防 倉 庫	2	2	1	1	1	3	4	14
一 般 水 防 倉 庫	5	4	1	3	1	5	7	26

《 水防倉庫の位置づけ 》

- ◎ 基幹水防倉庫：水防倉庫のうち、水防資材を大規模に配備する水防倉庫。
- 中核水防倉庫：水防倉庫のうち、水防資材を中規模に配備する水防倉庫。

2 水位情報等の発信

二級河川の管理者である県において、水位観測所の水位計によって、洪水時の水位情報が提供されています。

また、市においても、独自の水位計を設置し、水位観測を行っています。

平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正に伴い、危険水位及び氾濫危険水位の設定要領が改定されたことから、水位観測所における水防基準水位の見直しが行われました。これを受け、市で設定している水防基準水位の見直しを行うとともに、福岡市地域防災計画の水位情報も更新しました。

避難情報と防災気象情報の一覧表

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報 (避難情報等)	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報				
				洪水等に関する情報			土砂災害に関する情報	高潮に関する情報
				水位情報が ある場合 (下段:国管理河川の 洪水の危険度分布※1)	水位情報が ない場合 (下段:洪水警報の 危険度分布※2)	内水氾濫に 関する情報	土砂災害に 関する情報 (下段:土砂災害の 危険度分布※3)	高潮に 関する情報
5	災害発生又は 切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保 (必ず安全な場所へ避難)	氾濫発生情報 危険度分布:黒 (氾濫している可 能性)	大雨特別警報 (浸水害)※2		大雨特別警報 (土砂災害)	高潮氾濫発生情報※3
＜警戒レベル4までに必ず避難！＞								
4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示 (令和3年の災害対策基本法改正 以前の避難勧告等の タイミングで発令)	氾濫危険情報 危険度分布:紫 (氾濫危険水位超過相当)	危険度分布:うす紫 (御用:氾濫※4)	内水氾濫 危険情報 (水防施設等下流に おいて危険な状況 がある)	土砂災害警戒情報 危険度分布:うす紫 (御用:氾濫※4)	高潮特別警報※5 高潮警報※5
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難※	高齢者等避難	氾濫警戒情報 危険度分布:赤 (避難判断水位超過相当)	洪水警報 危険度分布:赤 (警戒)		大雨警報(土砂災害) 危険度分布:赤 (警戒)	高潮警報に切り替 える可能性に直及 する高潮注意報
2	気象 状況悪化	自らの避難行動を 確認する	洪水、大雨、 高潮注意報	氾濫注意情報 危険度分布:黄 (氾濫注意水位超過)	危険度分布:黄 (注意)		危険度分布:黄 (注意)	
1	今後気象 状況悪化の おそれ	災害への心構えを 高める	早期注意情報					

※1 HP上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)では、観測水位等から詳細(左右岸200m毎)の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル2～5相当の危険度を表示。

※2 水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報(浸水害)の対象としている。

※3 水位周知海岸において都道府県知事から発表される情報。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。

※4 「大雨警報(土砂災害)・洪水警報の危険度分布」については、今後技術的な改善を進め、警戒レベル5に相当する情報の新設を行う。それまでの間、危険度分布の「極めて危険(濃い紫)」を、大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5の発令対象区域の絞り込みに活用する。

※5 高潮警報は、高潮により命に危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹き始めると屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に高潮警報を高潮特別警報として発表するため、両方を警戒レベル4相当情報に位置付けている。

注)本資料では、気象庁が提供する「大雨警報(土砂災害)の危険度分布」と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

上段太字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報（市町村に対し関係機関からプッシュ型で提供される情報）
下段細字：常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報（市町村が自ら確認する必要がある情報）

資料：国土交通省

3 浸水想定を提供

平成 27 年 5 月の水防法改正を受け、二級河川の管理者である県において、水位周知河川等を対象に「想定最大規模降雨」および「計画規模降雨」を前提とした洪水浸水想定区域図が公表されました。また、令和 3 年 7 月の水防法改正により、「想定最大規模降雨」を前提とした洪水浸水想的区域図の公表対象が、防護対象のある一・二級河川に拡大されたところであり、県は令和 5 年 5 月までに市内全ての二級河川（御笠川放水路除く）の洪水浸水想定区域図を公表しました。洪水浸水想定区域図は、市町村が地域防災計画やハザードマップを作成する上で基礎資料になるものです。

4 避難の支援

河川周辺の市民に対して、日頃より避難判断する水位を認識していただき、豪雨時における速やかな避難行動を支援するため、河川水位標を設置しています。



(河川水位標)

5 水防災意識社会 再構築ビジョン

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害を契機に、「施設的能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水に備える必要があるとして、国において、「水防災意識社会 再構築ビジョン」が策定されました。

平成 29 年 6 月には、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組みを中小河川も含めた全国の河川でさらに加速化させるため、水防法等の改正により「大規模氾濫減災協議会」制度が創設されたことから、県において、「福岡・前原・那珂水防地方本部圏域大規模氾濫減災協議会」が設置されました。市においても、ソフト対策及びハード対策の取り組みを進めていきます。

◎福岡・前原・那珂水防地方本部圏域大規模氾濫減災協議会

【ソフト対策の主な取組】

- ① 水防災意識の向上と防災情報の的確な収集・伝達・理解・共有を推進
- ② 住民・市民団体・関係機関の連携・協働による地域の将来を担う人材の教育・発掘

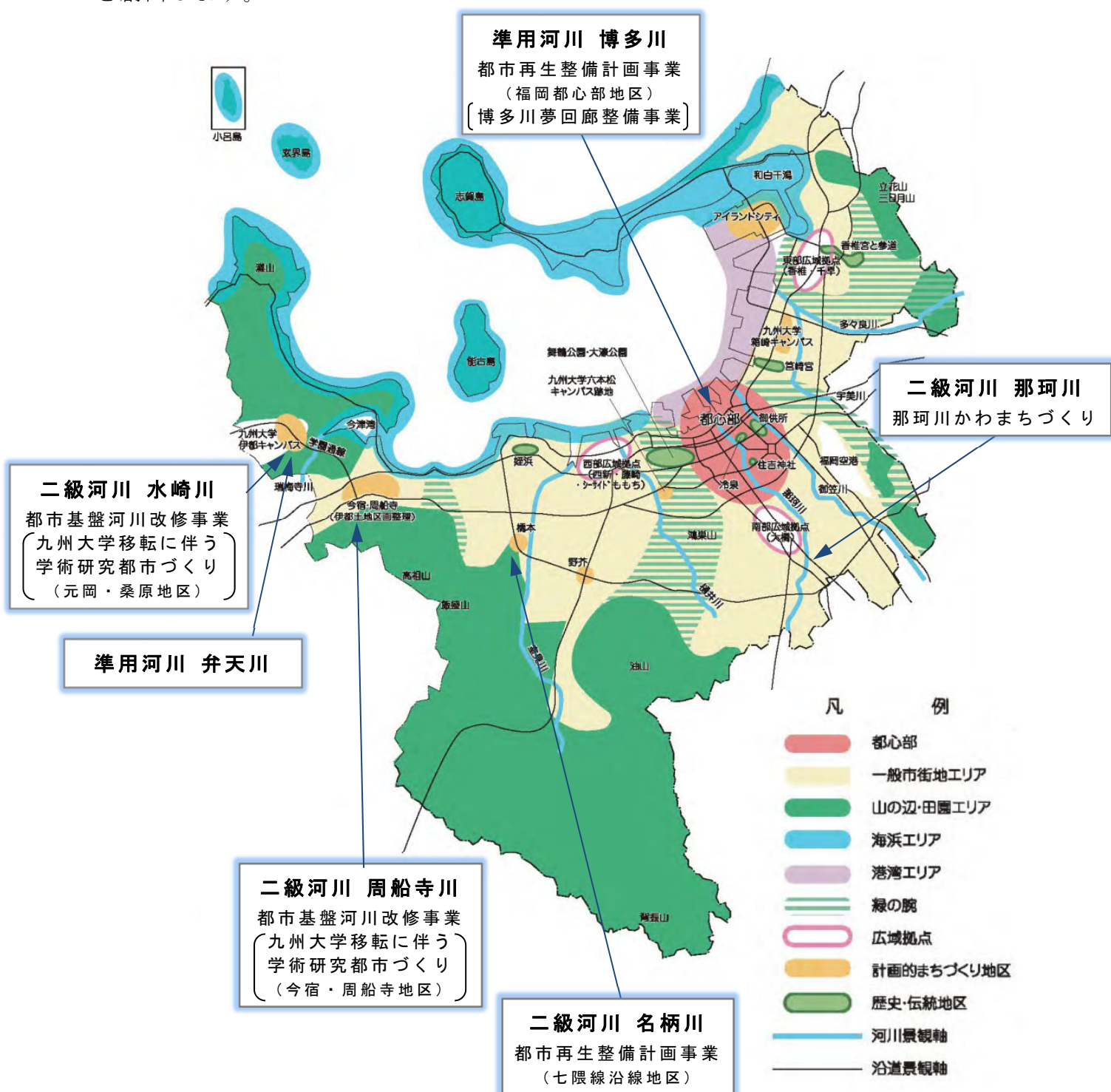
【ハード対策の主な取組】

- ① 洪水を安全に流すための治水対策等
- ② 避難行動、水防活動、排水活動等に資する基盤等の整備

6 河川環境整備

計画的に市街地整備が行われている新たなまちづくりにおいて、地域の特徴を生かし、周辺環境と調和のとれた河川整備を進めます。

また、福岡市都市計画マスタープランにおいて「河川景観軸」として位置付けられている二級河川那珂川については、県及び公園部局とも連携しながら良好な水辺空間を創出します。



1 かわまちづくり

《那珂川かわまちづくり》

福岡市の都心を流れる二級河川那珂川・二級河川薬院新川・準用河川博多川は天神と博多駅の間に位置しており、これまで、昭和 62 年にふるさとの川モデル河川として指定された「那珂川ふるさとの川整備事業」、平成 3 年に市長に提言された「博多夢回廊」構想に基づく「博多川夢回廊整備事業」が実施されています。また、18 年には新・福岡都心構想に基づき、博多の水辺空間魅力創出事業が行われ、地域が主体となったイベントなどが開催されています。

平成 21 年に「かわまちづくり支援制度」が創設されたことを受け、引き続き那珂川の水辺環境整備を促進すること並びに河川敷占用許可準則の特例措置によるオープンカフェ社会実験の実施などに取り組むため、「かわまちづくり」計画の申請を行い、21 年 5 月 22 日に登録されました。

平成 23 年 3 月に河川敷占用許可準則が改正され、河川空間のオープン化が正式導入されたことにより、24 年度からオープンカフェが本格実施されています。

平成 27 年度からは、県及び公園部局とも連携しながら遊歩道などの水辺環境整備に取り組んでいます。



7 水循環型都市づくり

市では、地下水のかん養機能の保全や水辺環境の向上、水害対策としての保水機能の確保、さらにはヒートアイランド現象緩和などを図るために健全な水循環の構築を目指しています。

(1) 地下水のかん養機能の保全

かんがい用ため池は、雨水を貯留し、利水・治水に役立つほか、地下水のかん養機能を持つなど、水の循環に大切な役割を果たしています。

河川では、かんがい用途のなくなったため池を治水池として整備するなど、水害対策としての保水機能の確保に加えて地下水のかん養機能の保全に努めています。

(2) 水質の保全

河川や治水池の清掃及び除草など愛護活動を行う団体を支援しています。

(3) 水辺環境の向上

河川や治水池の整備において、市民が生活の場で自然の恵みを享受できるように、治水対策とあわせ、それぞれの河川や治水池の持つ環境や地域の特性を十分考慮し、地域の意見を踏まえながら人や生態系、景観に配慮した水辺の整備に取り組んでいます。



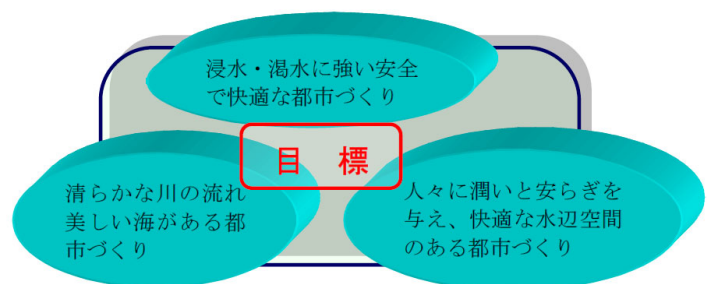
(二級河川油山川)



(平尾新池)

《関連計画：福岡市水循環型都市づくり基本構想》

「水循環」を視点に、福岡市のこれまでの取組みや関連する施策と調和、連携を図りながら、行政・市民・事業者が共働して健全な水循環システムの構築を目指すものとして平成18年10月に策定されています。



8 気候変動への適応

地球温暖化に伴う大雨の発生頻度の増加などの気候変動の影響により、洪水被害のリスクが懸念されています。

こうした影響は、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減などの緩和策を最大限実施したとしても、完全に避けられないとされており、緩和策とともに、気候変動による悪影響へ備える「適応策」を実施することが重要です。



資料：温暖化から日本を守る適応への挑戦、環境省

河川では、気候変動の影響による被害を最小化するため、自然災害や自然生態系に関する対策に取り組んでいます。

《関連計画：福岡市地球温暖化対策実行計画》

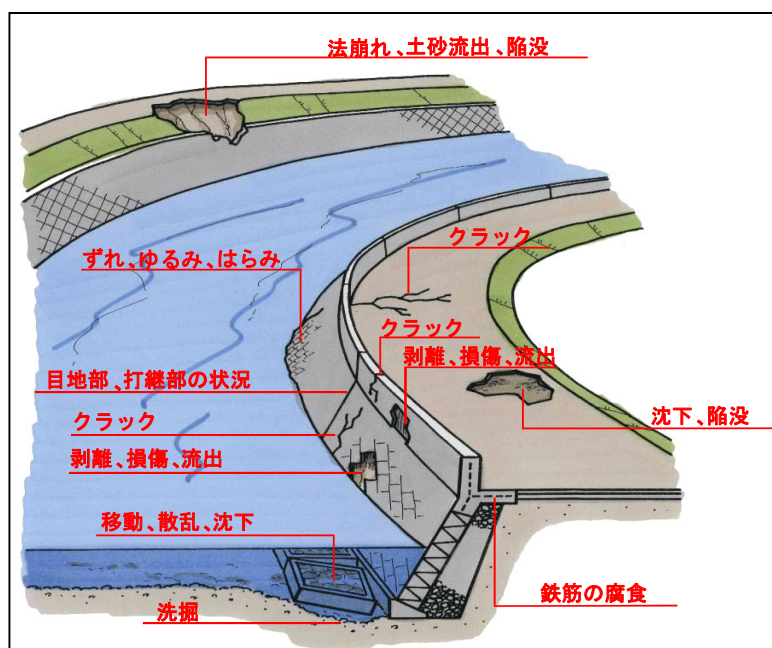
「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく法定計画かつ「福岡市環境基本計画（第三次）」の部門別計画として、市民や事業者の皆様とともに温暖化対策を総合的・計画的に推進するため、「福岡市地球温暖化対策実行計画」が平成 28 年 12 月に策定（令和 4 年 8 月改定）されています。

IV 河川の管理

1 施設の維持管理

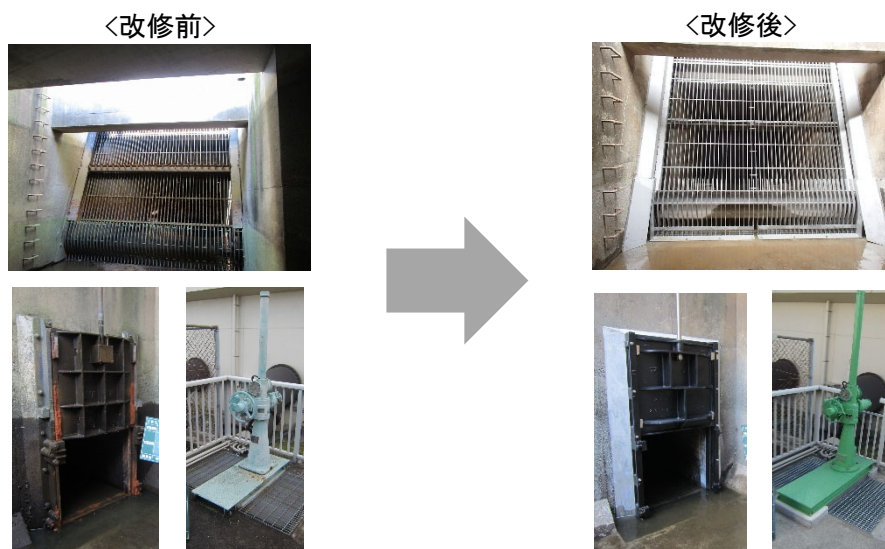
1 河川護岸

護岸などの構造物は、洪水などの自然現象又は河川利用により損傷若しくは劣化が生じます。このため、河川巡視及び定期的な点検により施設の状態を正確に把握し、不具合を未然に防止するために、適切な補修などの対策を実施します。



2 河川管理施設

水門、堰、排水機場などの構造物や機器は、経年的な劣化又は使用に伴い変状が生じます。このため、これまでの対処療法的な事後保全に加え、故障を未然に防止するための「予防保全」の考えを導入し、より計画的・効率的な維持管理を行います。



2 河川区域等の維持管理

1 河川敷の占用許可

公物の使用関係

- 一般使用(自由使用) 公物が一般公衆の自由な使用に供される。
- 特別使用
 - 許可使用 一定の公物の自由使用を一般的に禁止し、特定の者についてその禁止を解除してこれを行うことを許可
・河川法第 26 条：工作物の新築等の許可
 - 特許使用 特定の者に対して特別の排他的・独占的に使用する権利を設定
・河川法第 23 条：流水の占用の許可
第 24 条：土地の占用の許可

(1) 河川敷地占用許可の考え方

公園、広場などのように一般公衆の使用を増進する場合又は橋梁などのように社会経済への必要性がある場合などは、占用が認められています。占用主体、占用施設及び占用許可の基準については、「河川敷地占用許可準則」で定められています。

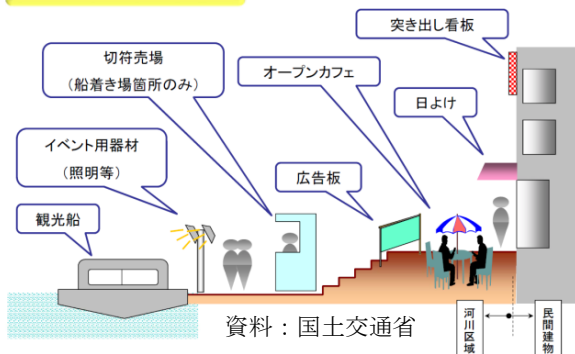
(2) 河川空間のオープン化

平成 23 年度の河川敷地占用許可準則の改正により、オープン化が正式導入

河川管理者、地方公共団体等で構成する協議会などにより、地域の合意を図った上で、河川管理者が区域、占用施設、占用主体をあらかじめ指定。

占用許可を受けた営業活動を行う事業者等は、河川敷地にイベント施設やオープンカフェ、キャンプ場等を設置することが可能。

河川空間利用のイメージ

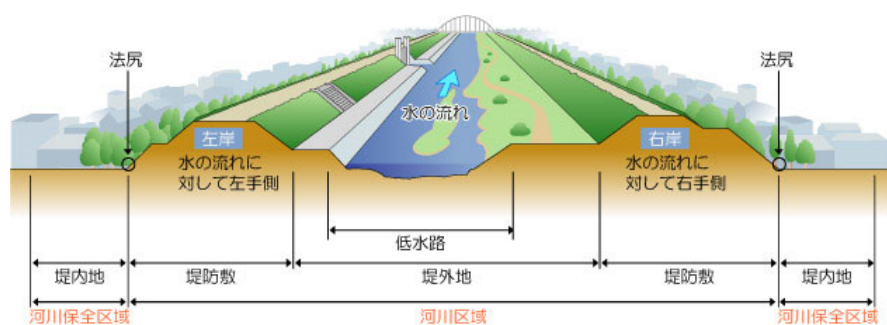


(二級河川那珂川：船着場)



(二級河川薬院新川：オープンカフェ)

(3) 河川区域



資料：国土交通省 国土技術政策総合研究所HP

2 不法行為への対応

不法行為については、普段からの河川巡視に加え県、関係機関、地域住民などと連携し、不法行為の未然防止に努めています。

- ・流水の占用関係：不法取水、許可期間外の取水、許可条件違反
- ・土地の占用関係：不法占用、占用範囲の逸脱、許可条件違反、不法係留
- ・産出物の採取に関する状況：盗掘、不法伐採、採取位置や仮置き等の違反等
- ・工作物の設置状況：不法工作物の設置、工作物の許可条件等からの違反
- ・土地の形状変更状況：不法掘削・堆積、形状変更の許可条件等からの違反
- ・竹木の流送やいかだの通航状況：竹木の不法な流送、舟又はいかだの不法な通航
- ・河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の状況：河川の損傷、ごみ等の投棄、指定区域内の車両乗り入れ、汚水の排出違反、船舶の放置等
- ・河川保全区域及び河川予定地における行為の状況：不法工作物の設置、不法な形状変更



(不法係留 撤去前)

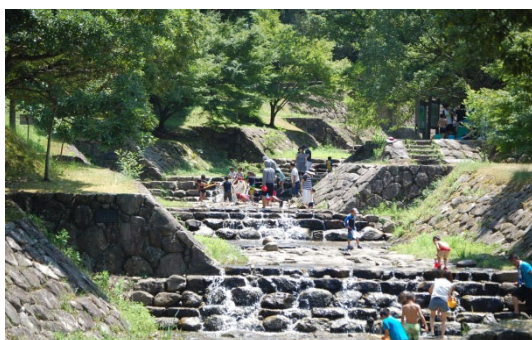


(不法係留 撤去後)

3 河川の適正な利用

河川は、水や緑、多様な生態系など、自然環境を育む貴重な公共空間であり、近年、貴重な自然体験、交流の場となっており、市民の河川空間の利用の機会は増加しています。

このため、河川の安全な利用への啓発などに努めています。



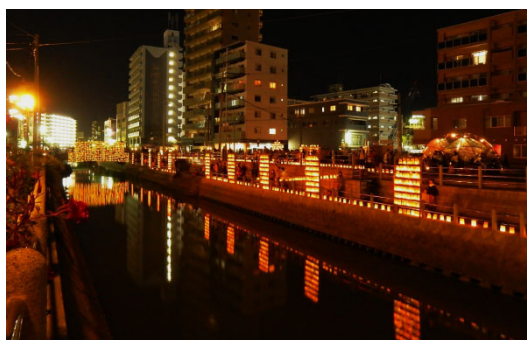
(普通河川七寺川：水遊び)



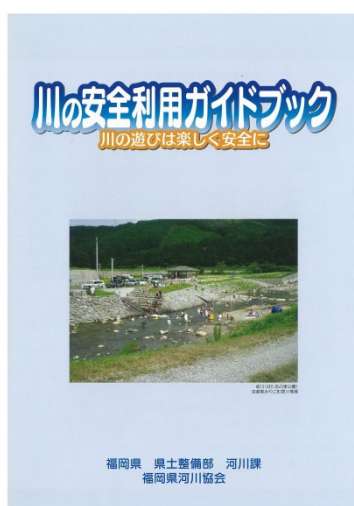
(二級河川那珂川：SUP)



(二級河川那珂川：水上バス)



(準用河川香椎川：香椎灯明まつり)



(啓発用パンフレット)

3 河川愛護活動への支援

(1) 河川愛護活動支援金

市が管理する河川の清掃及び除草など河川愛護活動を支援するため、川を守る会などの団体に支援金を交付しています。

- ・河川愛護活動支援金 令和5年度交付実績：14 団体

(2) 治水池環境美化活動支援金

市が環境整備及び多目的利用のために整備を行った治水池において、清掃及び除草などの美化活動を支援するため、治水池愛護団体に支援金を交付しています。

- ・治水池環境美化活動支援金 令和5年度交付実績：10 団体



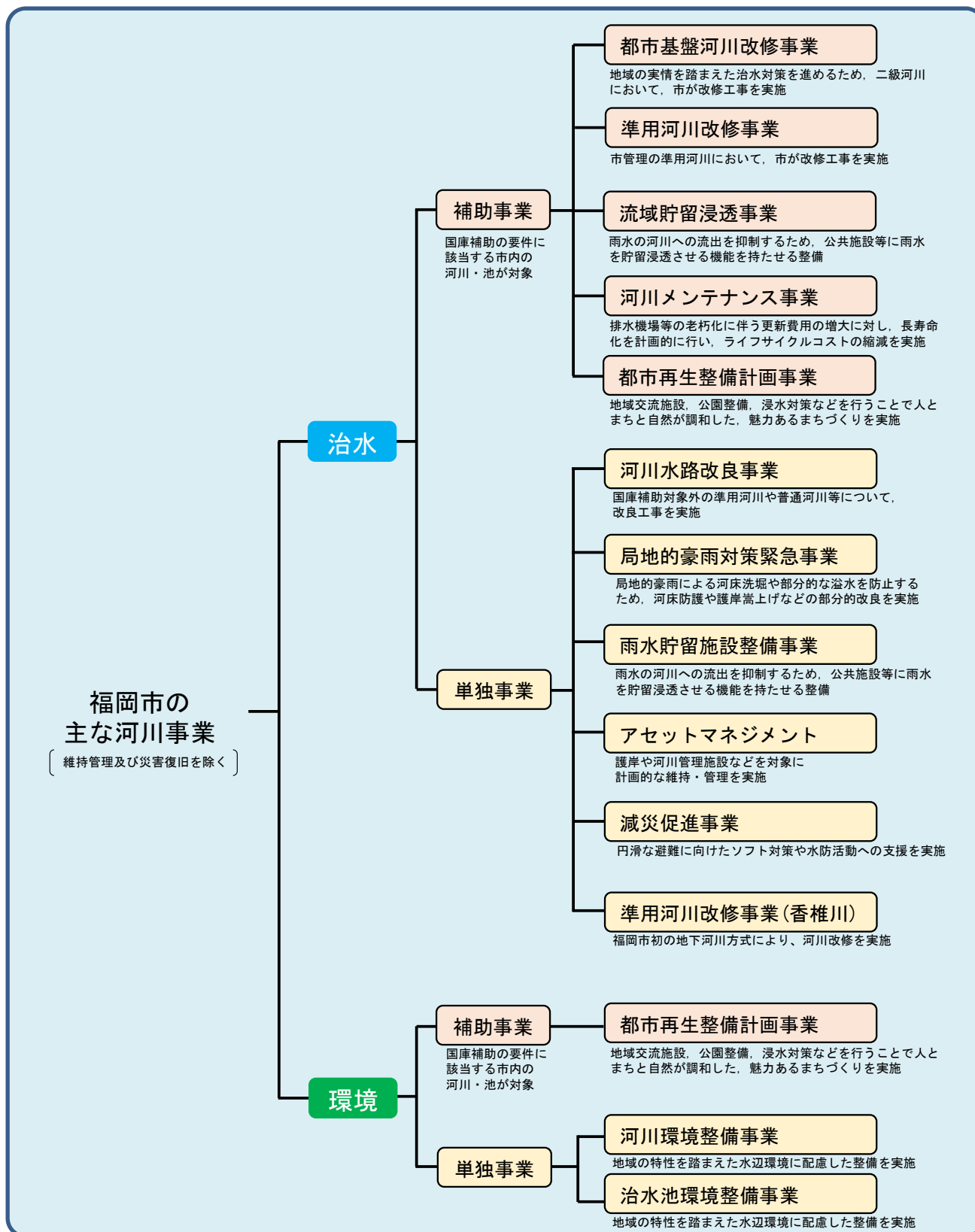
(除草活動)



(清掃活動)

V 事業紹介

【事業体系】



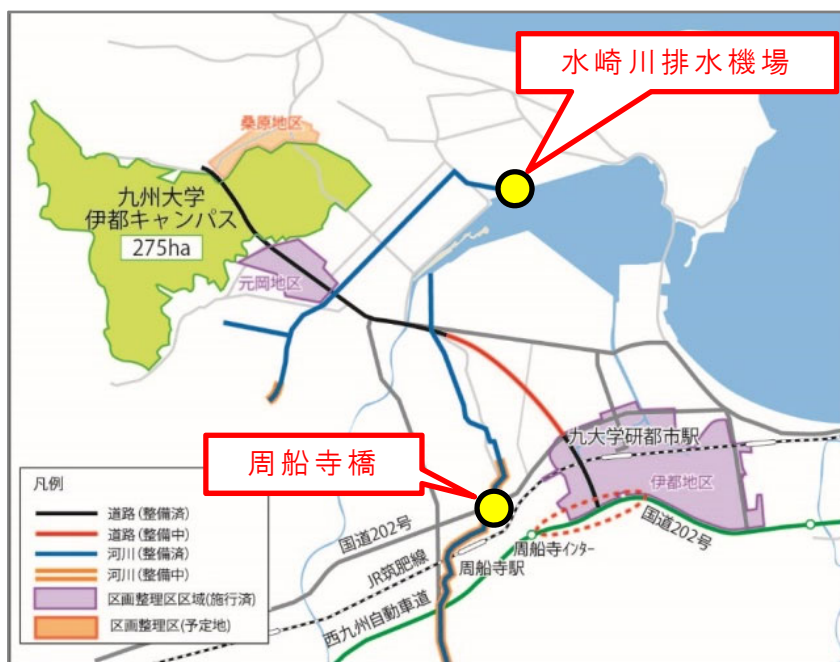
1 都市基盤河川改修事業（補助事業）

都市化の進展に伴う都市水害の増大に対し、国の補助制度を活用した都市基盤河川改修事業を推進しています。

【二級河川水崎川・周船寺川】

市西部の水崎川・周船寺川流域では、九州大学の移転に伴う学術研究都市づくりに合わせて、九州大学伊都キャンパスの整備や周辺のまちづくりが進められていることから、市街化による雨水流出量の増加が見込まれるため、河川改修によるまちづくりの基盤整備を推進しています。なお、水崎川は令和3年度に護岸の整備が完了しております。

周船寺川では、国道202号の交差部にある周船寺橋において、度々浸水被害が発生したことにより、平成28年度から国直轄事業として橋梁改築が進められていましたが、令和4年度に完了しております。



（二級河川水崎川：排水機場）



（二級河川周船寺川：H11.6 豪雨時）



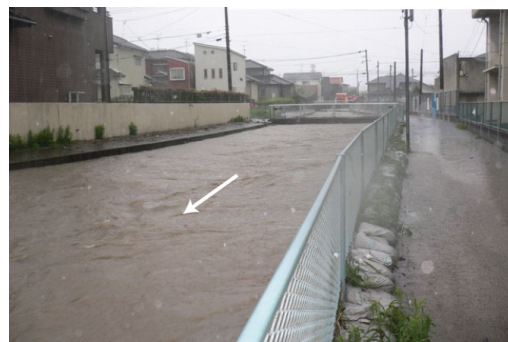
（二級河川周船寺川：整備前）



（二級河川周船寺川：整備後）

【二級河川金屑川】

早良区を流れる金屑川では、地下鉄七隈線や福岡外環状道路の開通により利便性が向上したことから市街化が進展しており、雨水流出量の増加が見込まれています。また、平成 21 年 7 月の中国・九州北部豪雨等により、避難所として指定されている田隈小学校周辺において浸水被害が発生していることから、治水安全度向上のため改修を進めています。



(二級河川金屑川：H21.7 豪雨時)



(二級河川金屑川：H21.7 豪雨直後)



(二級河川金屑川：整備前)



(二級河川金屑川：整備後)

2 準用河川改修事業（総合流域防災事業）（補助事業）

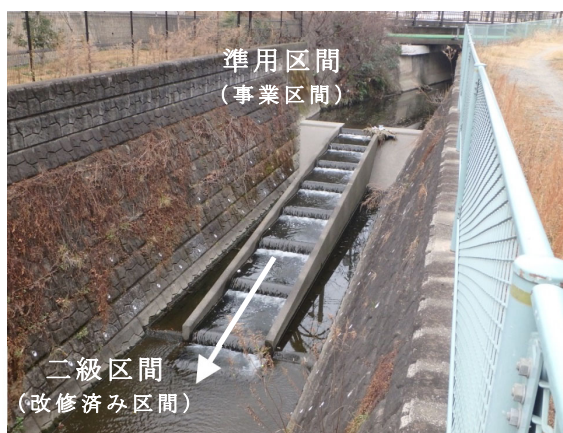
河川の断面が小さく流下能力が低いため、浸水被害が発生している準用河川について、国の補助制度を活用した準用河川改修事業を推進しています。

若久川流域は、西鉄天神大牟田線の沿線にあり中心部に近いことから、都市化の進展による浸水被害が頻発していたため、昭和 61 年度に二級河川区間の河川改修に着手し平成 11 年度に完成しています。

都市計画道路（野間屋形原線）や福岡都市高速道路環状線が開通し、交通利便性が向上したことで市街化の進展が見込まれること、また平成 11 年 6 月豪雨や平成 21 年 7 月中国・九州北部豪雨において、溢水等による浸水被害が発生したことから、治水安全度の早期向上が急務となっており、河川改修の準備を進めています。



中尾地区の浸水 (H11)



準用区間最下流地点

3 流域貯留浸透事業（補助事業）・雨水貯留施設整備事業（単独事業）

都市化の進展による保水機能の低下を踏まえ、雨水の流出抑制を図るため、かんがい用途のなくなった農業用ため池の利用や、既存治水池の能力を向上させる治水池整備を進めています。

なお、二級水系の流域分担計画に位置付けているものについては、国の補助制度（流域貯留浸透事業）を活用した治水池整備を進めています。



（野間大池：晴天時）



（野間大池：雨天時）

4 河川メンテナンス事業（補助事業）・アセットマネジメント（単独事業）

河川管理施設（河川護岸、河川構造物等）の老朽化に伴う更新費用の増大に対して、施設の長寿命化や投資の平準化を図るため、予防保全型の維持管理を行います。

大規模な施設である排水機場（吉塚新川排水機場、上牟田排水機場、綿打川排水機場及び水崎川排水機場）については、国の補助制度（河川メンテナンス事業）を活用し、長寿命化計画の策定及び計画的な修繕・更新に取り組んでいます。



（二級河川吉塚新川排水機場）



（二級河川吉塚新川排水機場）



（二級河川七隈川：補修中）



（二級河川七隈川：補修後）

5 都市再生整備計画事業（補助事業）

【二級河川名柄川】

市西部の七隈線沿線地区では、都市再生整備計画事業により、人とまちと自然が調和した魅力あるまちづくりが行われています。その中で、七隈線沿線の都市機能強化により居住者の利便性向上を図るため、名柄川の河川空間を活用した景観形成の整備を実施しました。



（二級河川名柄川：整備前）



（二級河川名柄川：整備後）

6 河川水路改良事業（単独事業）

河川水路改良事業は、市単独費により河川及び水路の施設改良を行うための事業です。（二級・準用河川のうち補助採択基準に合致しない施設改良も含む）

7 局地的豪雨対策緊急事業（単独事業）

局地的豪雨による河床洗掘や部分的な溢水を防止し、浸水被害の軽減を図るため、河床防護や護岸嵩上げなどの部分的改良を行っています。



（普通河川大谷川：根継工）



（普通河川荒谷川：護岸改良）

8 減災促進事業（単独事業）

（1）円滑な避難に向けたソフト対策

河川周辺の市民に対して、日頃より避難判断する水位を認識していただき、豪雨時における速やかな避難行動を支援するため、河川水位標を設置しています。

（2）水防活動への支援

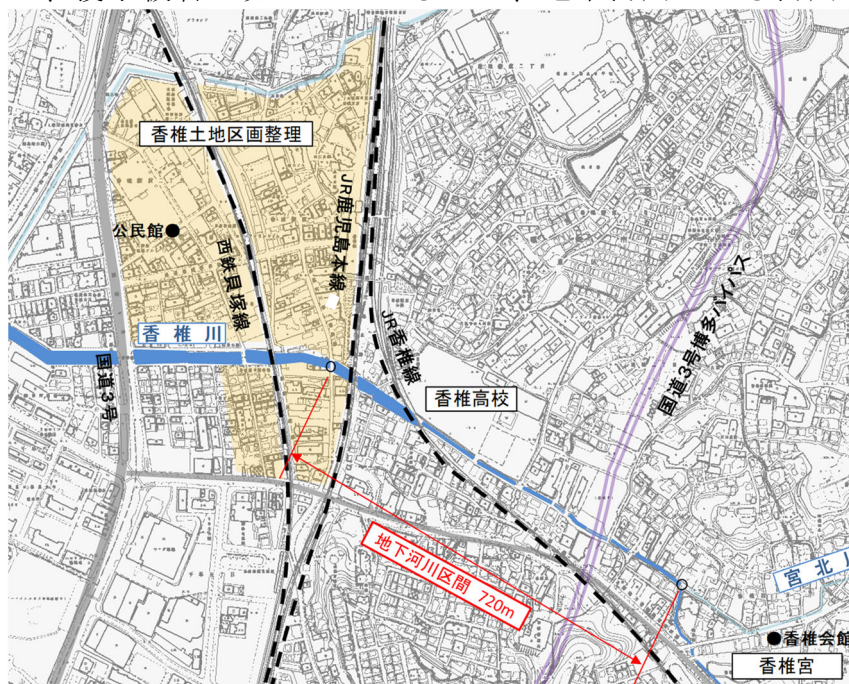
水害時における地域の水防活動を支援するため、希望する自治協議会などへ土のう袋を配布しています。



（河川水位標）

9 準用河川改修事業（香椎川）（単独事業）

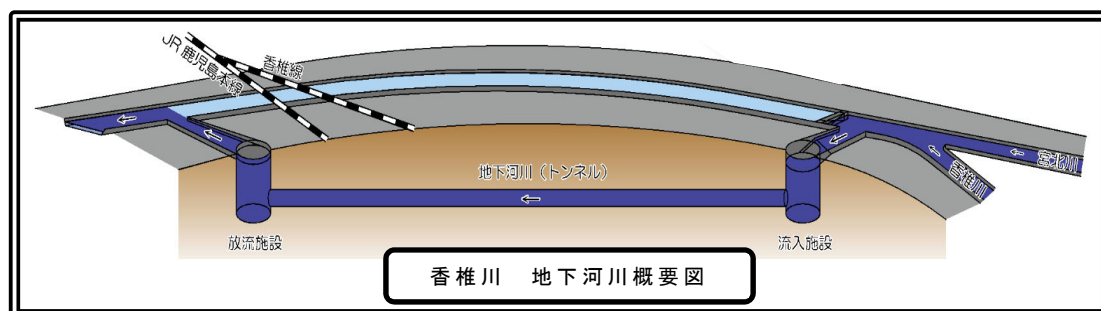
市東部の香椎川流域の香椎地区は、東部広域拠点に位置付けられ、都市圏東部の商業の中心として急速に市街化が進展しており、近年は香椎駅周辺で土地区画整理事業が行われました。市街化により雨水流出量が増加したことで、平成11年の水害をはじめ、浸水被害が発生しているため、地下河川による河川改修を進めています。



（準用河川香椎川：H11.6 平常時）



（準用河川香椎川：H11.6 豪雨時）



10 河川環境整備事業（単独事業）

治水機能の向上と併せ、各河川の持つ環境や地域の特性を十分配慮し、うるおいや親しみのある環境整備を実施しています。



（油山川）



（金武川）

11 治水池環境整備事業（単独事業）

用途のなくなった農業用ため池の利用や、既存治水池の能力を向上させる治水池整備を進めるとともに、地域の特性を踏まえた水辺環境に配慮した整備を行う事業です。



（平尾新池）



（瓢箪池）

VI 参考資料

1 河川に関する用語

あ行

●^{うがん きがん}右岸・左岸

河川を上流から下流に向かって眺めたとき、右側を右岸、左側を左岸といいます。

か行

●^{かしょう}河床

河川の底にあたる部分の総称です。

●^{かせんくいき}河川区域

一般に堤防の川裏の法尻から、対岸の堤防の川裏の法尻までの間の河川としての役割をもつ土地を河川区域といいます。

●^{けいかくきぼ}計画規模

洪水を防ぐための計画を作成するとき、被害を発生させずに安全に流すことのできる洪水の大きさ（対策の目標となる洪水の規模）のことを計画規模といいます。

●^{こうずい}洪水

大雨などが原因で河川から増水・氾濫した水によって陸地が水没したり、水浸しになる自然災害を洪水といいます。

●^{こうずいよほうかせん}洪水予報河川

流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大または相当な損害を生じる恐れのある河川のことを洪水予報河川といいます。

●^{ごがん}護岸

川の岸や堤防をコンクリートなどでおおい、河川の水の流れによる浸食を防ぐための施設です。

さ行

●^{しせん}支川

本川に合流する河川です。さらに本川に直接合流する河川を「一次支川」、一次支川に合流する河川を「二次支川」といいます。

●^{すい}水位

水位は、河川などの水面の位置を観測所ごとに設定した基準面からの高さで表した値です。

●^{すいしゅうちかせん}水位周知河川

洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により国民経済上重大または相当な損害を生じる恐れのある河川で、避難判断水位を定めて、この水位に達した旨の情報を出す河川のことを水位周知河川といいます。

●^{すいけい}水系

同じ流域内にある本川、支川、派川とこれらの関連する湖沼の総称です。

●^{すいぼうかつどう}水防活動

川が大雨により増水した場合、堤防の状態を見回り、堤防などに危険なところが見つければ、壊れないうちに杭を打ったり土のうを積んだりして堤防を守ります。このような、河川などの巡視、土のう積みなどの活動を水防活動といいます。

●^{せき}堰

農業用水・工業用水・水道用水などの水を川からとるために、河川を横断して水位を制御する施設です。頭首工（とうしゅこう）や取水堰（しゅすいぜき）とも呼ばれます。堰を水門と混同される場合がありますが、ゲートを閉めたときに堰は堤防の役割を果しません。

た行

●^{たしぜんかわ}多自然川づくり

河川工事にあたって、生物の生息環境に配慮し、植生が復元する護岸や、水制などにより、河川が本来有する河岸や、瀬淵を保全・再生し、あわせて美しい自然環境を保全創出する川づくりのことをいいます。

たかしお
●高潮

高潮とは、台風で気圧が低くなるため海面が吸い上げられたり、海面が強風で吹き寄せられたりして、湾内の海面が普段より数mも高くなることをいいます。

ちすいち
●治水池

治水池とは、流出抑制により下流河川に対する洪水負担の軽減を図ることを目的として、かんがい用途のなくなった農業用ため池を再整備し洪水調整機能を持たせたものや、大規模開発時に流出抑制を目的に設けられた調節池のことをいいます。

ちょうい
●潮位

一定の基準面からの潮汐による海面の高さのことをいいます。

つなみ
●津波

海底地震や海底火山の爆発など、地殻変動が原因となって起こる波長の長い波のことをいいます。

ていすいろ
●低水路

通常の川の水が流れている流路を低水路といいます。

ていないち ていがいち
●堤内地・堤外地

堤防によって洪水氾濫から守られている住居や農地のある側を堤内地、堤防に挟まれて水が流れている側を堤外地と呼びます。昔、日本の低平地では、輪中堤によって洪水という外敵から守られているという感覚があり、自分の住んでいるところを堤防の内側と考えていたといわれています。

ていぼう
●堤防

河川では、計画高水位以下の水位の流水を安全に流下させることを目的として、山に接する場合などを除き、左右岸に築造されます。

は行

はいすいきじょう
●排水機場

洪水時に、河川を横断して設置された水門が閉じられると、河川を流れる水が自然に排水できなくなるため、ポンプを使って強制的に排水する施設です。

●ハザードマップ

発生の予測される自然災害について、その被害の及ぶ範囲、被害の程度、さらに避難の道筋、避難場所等を表した地図をいいます。

●樋門・樋管・水門

堤内地の雨水や水田の水などが川や水路を流れ、より大きな川に合流する場合、合流する川の水位が洪水などで高くなった時に、その水が堤内地側に逆流しないように設ける施設です。このような施設のなかで、堤防の中にコンクリートの水路を通し、そこにゲート設置する場合、樋門または樋管と呼びます。樋門と樋管の明確な区別はなく、機能は同じです。また堤防を分断してゲートを設置する場合、その施設を水門と呼びます。水門を堰と混同される場合がありますが、水門はゲートを閉めた時に堤防の役割を果たします。

●本川

流量、長さ、流域の大きさなどが、もっとも重要と考えられる、あるいは最長の河川です。

ゆ行

●遊水地

洪水時に、河川から水を流入させて一時的に貯留し、流量の調節を行う池・湖沼をいいます。

り行

●流域

降雨や雪解け水などが地表や地下を通過して、その川に流れ込んでいる全地域をいいます。

●流量

流量は、単位時間内に流れに直角方向の断面を通過する流体の体積を表す値で、単位は〔m³/s〕です。

2 川名の由来と川にまつわる話

水系名	河川名	川名の由来や川にまつわる話
湊川	湊 川	湊で玄海灘に注ぐ一本川で、川名は港を持つ川の意。
唐の原川	唐の原川	川名は地名に由来するが、室見川の支流にも同名の川がある。河口部には貴重種である多年草の「シバナ」が生息する。
香椎川	浜 男 川	元々は県道町川原福岡線付近で博多湾に注ぐ一本川であったが、香椎の埋立てにより昭和49年には香椎川に合流することになった。
	香 椎 川	川名は香椎宮に由来する。支流宮北川の上流には不老長寿の霊験がある水が湧き出る井戸「不老水」がある。
多々良川	多々良川	多々良という地名は、踏鞴(タタラ:足で踏んで空気を送る鋳物用ファイゴ)が語源という。多々良川の川砂から砂鉄がとれたため、古くから大陸渡来の鋳物工がここで鋳物を作っていた。 川原には足利尊氏が菊池勢と戦った古戦場があり、また河口部には筑前の藩主となった黒田長政が最初に入城した名島城があった。別名は名島川。 更に選奨土木遺産である名島川橋梁(西鉄)や名島橋(国道)が架かっている。流域面積が約200km ² と市内を流れる川では最大である。
	綿 打 川	元は須恵川と宇美川を結ぶように流れていた川。川名は綿を打ったというより、和田内の転で曲線部の内側を流れる川。現在、宇美川合流部には逆流防止水門と排水機場が整備済。
	吉塚新川	板付空港の建設にあわせて整備された川。昭和54、55年の水害により、本市で唯一の遊水地が空港用地を借りて整備された。また宇美川合流部には、逆流防止水門と排水機場がある。
御笠川	御 笠 川	大宰府を守る水城を横切る川。地名は神功皇后が羽白熊鷲を討たんとこの地を訪れた時に突風が吹いて笠が飛んだといういわれにちなんでいる。ミカサは神の座す山(宝満山)の意。 大宰府付近では、平安時代の古歌に藍染川、染川、思川と詠まれ、歌枕になっている。 下流部は比恵川と呼ばれ、元々は那珂川に注いでいたが、博多のまちが度々洪水に見舞われたので、豊後の大友氏が、1590年代に比恵川の流れを北に変えて海に直接流れる石堂川を整備した。石堂橋の傍には、いわれのない罪を着せられた秘話で有名な「濡衣塚」がある。 また平成大橋付近では、川沿いの地録神社と鎮守の森を守るため、御笠川のバイパス水路が整備されている。 平成11年、15年の豪雨により、御笠川が氾濫し博多駅周辺が甚大な被害を受けた。特に、地下室で1名がなくなられたほか、地下鉄が不通になるなど、地下空間の危険性を全国的に警告する結果となった。

御笠川	御笠川放水路	道路の地下にある御笠川と那珂川を結ぶ直径90cm、延長1830mの埋設管が御笠川放水路である。これは、御笠川浄化センターの下水処理水の一部を那珂川に導水することにより、下流の工業用水を賄い、上流で新規の水道用水を確保するもので、「流況調整河川」と呼ばれている。水不足に悩む福岡市ならではの特殊な川である。
	上牟田川	福岡空港の拡充整備にあわせて、防衛施設庁の補助を受けて人工的につくられた川で、大半は空港場内を流れており、空港場内に大規模な洪水調節池が整備されている。また、御笠川合流部には逆流防止水門と排水機場がある。
	諸岡川	モロ＝ムロ（神を祀る）岡川。御笠川合流付近の東光院には、重要文化財の仏像25体が残るほど崇拝されていた。
	那珂古川	江戸時代には、二日市から博多まで運河を掘って、年貢米等を川船で運んでいた。那珂古川はむかし古川と呼ばれ、その運河の一部といわれている。
那珂川	那珂川	筑前国続風土記によれば、日本書紀に難河とあり、神功皇后が難の河（那珂川の古称）の水を神田に引くために溝を掘ったと記載されている。 那珂川は、蓑島の地名や住吉神社（航海安全の神様）が示すとおり、古代にはかなり内陸部まで奥まった入江であった。 博多の地名は那珂川河口の東岸の潟の端にあるという意味で「ハカタ」と呼ばれた説があるように、那珂川は博多や福岡の歴史や文化を育んできた本市の母なる川である。 また、黒田長政は、福岡城の防御として西中島橋の左岸側に巨大な石垣をもつ「枅形門」をつくった。このように那珂川は商人のまち博多と武士のまち福岡を分ける川でもあった。 本市を取材したテレビでは、大抵最初に中洲付近を流れる那珂川の風景が紹介される。 那珂川の流路延長は約35kmと市内を流れる川で最も長い。
	博多川	那珂川に中洲ができたために川が分かれてできた支流で、むかしは中島川と呼ばれていた。川沿いには、渡唐口跡の石碑（鏡天神）や住吉神社の高灯籠（元は鉢の底川の傍にあったが清流公園に移設）などがある。 昭和30年代になって、都市化の進展に伴い水質が悪化し、川から発生するメタンガスにより、川沿いの多くの住民が喘息にかかり「川端ぜんそく」とよばれた。このため、本市では下水道の整備、川底のヘドロ浚渫、潮の干満を利用して川を浄化するための上下流堰を設置し、水質改善を図った。
	薬院新川	筑前国続風土記によれば、日本書紀に、四十川は若久村より流出、平尾を過ぎて下に至りて、那珂川と一になる小流なりと記載されている。 この四十川が薬院新川の古称である。 菅原道真（天神様）が大宰府に左遷される途中に、自分のやつれた姿を四十川に映して、「わが靈魂は永くこの地にとどまり、無実の罪に苦しむ者を守るであろう」といわれたことに由来し、川の傍に容見神社が設けられた。 この神社は江戸時代に現在の水鏡天満宮に移され、天神の地名の由来となる。なお、むかし国体道路の位置には薬院川があり、赤坂方面から東に流れて、四十川に注いでいた。
	若久川	むかしは四十川の上流部分であったが、昭和10年頃行われた南部永田町の土地区画整理にあわせて、高宮付近から直接那珂川に放流する工事が行われたことにより、四十川から切り離され若久川となった。上流には、市内最大の治水池「野間大池」がある。

樋井川	樋井川	筑前国続風土記によれば、樋井川は檜原東油山より出て、田島村の東、鳥飼村の西を経て海に入る。田島より下にては田島川という小川なり。樋井の名は、その郷中の桧原村の東に長さ樋(約14m)を川の上にかけて、川向こうに水を送り田を浸したことによると記されている。 黒田長政が、福岡城を築いた際に、千賀浦(草香江)に流れ込んでいた樋井川の流れを変え海に入るようにしたので、これより下流を今川と呼んだ。この今川に架けた橋が今川橋。 樋井川で忘れてならない事は、平成16年に起きた洗剤不法投棄事件である。ある会社の資材置場で洗剤約270リットルが側溝に捨てられたため、それが樋井川に流れて多くの魚が死んだ。(死魚の回収3.3トン) この事件は心無い人が起こした悲しい出来事であったが、その後は活発な河川愛護活動により、川はよみがえっている。
	七隈川	七隈とは丘陵が続いている場所を指したもので、七隈川は丘陵に挟まれた谷間を流れて、鳥飼で樋井川に合流する。鳥飼の市営中浜町団地付近の七隈川沿いには、龍神をまつる「龍王の祠」があり、雨乞いの祈祷が行われていた。
室見川	室見川	ムロ(神を祀る所)ミワ(大神)川。別名は早良川、八丁川。むかし小田部村のあたりに室見大明神の社があったため、その下流を室見川といった。 本市を代表する清流で、早春のシロウオ、さくらの花見、ホテル観賞、秋の紅葉と一年を通じて市民に親しまれている。 また市内の川で最も多く小中学校の校歌に歌われている。 上流の支流には、坊主ヶ滝、花乱の滝(筑前国続風土記で賞賛)、野河内溪谷などがある。 室見川の本格的改修は、明治30年代に室見橋から松風橋までの堤塘が改修された。(室見橋の袂に記念碑) また、昭和50年頃からは河道整備事業が行われ、低水護岸の整備により高水敷が公園として利用できるようになった。
	金屑川	金屑川の名前の由来は、製鉄に関係する。製鉄の鉾滓(コウサイ)を「かなくそ」というが、金屑川の流域から製鉄の遺跡が数多く発見されており、本来「かなくそ川」と呼ばれていたものが金屑川になった。 賀茂地区にはナマズ伝説で有名な賀茂神社が川の傍にある。
	油山川	油山を源に、野芥、飯倉と下って金屑川に合流する川で、別名は稲塚川。(飯倉に稲塚橋あり) 油山川や金屑川の上流には、室見川支流の椎原川から入部を通って農業用水「椿水路」が流れ込んでいる。(地下鉄野芥駅のシンボルマーク)
	金武川	元々は、竜谷川の下流部分であったが、竜谷川が金武地区から直接室見川に放流する工事が行われたため、竜谷川から切り離し、平成元年に金武川と名づけたもの。 川沿いには、絶滅危惧種であるコイ科の「ヒナモロコ」を飼育する池やメダカが生息するアメンボ池などが整備された。
	栗尾川	以前は、コンクリート護岸であったが、周辺の圃場整備により大量の山石が発生したため、これらを利用し、護岸や河床を自然に近い形に再整備した。今ではホテルを見ることができる。
	坊主川	僧侶が滝にうたれて修行を行ったとされる坊主ヶ滝を源とする室見川の源流の一つ。 昭和38年の早良災害では、金山山地に大規模な山腹崩壊が起き、坊主川や長尾川を始め室見川水系の溪流は土石流の発生により瞬時に氾濫し、死者3名、流出等被災家屋768戸、田畑埋没250haなどの甚大な被害が発生。この対策として砂防ダムや流路工が整備された。

十郎川	十 郎 川	川名は、十六町川(拾六町団地あり)が由来とされている。
七寺川	七 寺 川	筑前国続風土記によれば、神功皇后の怡土巡遊の聖跡をしのび、聖武天皇が怡土郡に七個寺を建立された。この七個寺の一つ鉢伏山金剛寺(七つの子院をもつ大寺)が七寺川のほとりにあったことに由来する。
瑞梅寺川	瑞梅寺川	川上の井原山の中腹に瑞梅寺が1379年に建立されたことに由来する。河口部の今津干潟では、クロツラヘラサギをはじめ貴重な生物を見ることができる。
	周船寺川	周船寺とは、古くは「主船司」と書かれており、太宰府政庁のあった頃、糸島水道に主船司という船舵の修理等を司る役所があり、官船を繫留した所に由来する。(927年の延喜式)
	弁 天 川	元は盲川(メクラとは目倉の転)と呼ばれていたが、不適切な用語であったことから昭和時代に名称が変更された。
大原川	大 原 川	川名は大原で海に注ぐことに由来する。上流部が同じ名前で二股に分かれていたので、平成16年度の普通河川管理条例制定に伴い、大原川とは別に、幸の神湧水にちなんで「幸川」と名づけた。

出典等

- フクニチ新聞連載「川 流れに沿って」柳猛直執筆
- 日本全河川ルーツ大辞典(竹書房)
- 古地図のなかの福岡・博多(1800年頃の町並み)海島社
- 博多中洲ものがたり(文献出版)
- 「博多」地名考(葦書房)
- 筑前国続風土記(1700年頃貝原益軒著)
- 福岡市下水道史(第6編福岡市における河川整備のあゆみ)
- 福岡県砂防50年誌



福岡市の河川（令和6年度）

令和6年5月時点

福岡市道路下水道局計画部河川計画課

TEL 092-711-4528